

第4次高知県犯罪のない 安全安心まちづくり推進計画



令和4年3月

高 知 県

はじめに

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、県民生活の基盤となるものです。



県では、この実現に向けて、平成19年4月に、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を施行するとともに、取り組みを総合的、計画的に進めるため、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定し、関係機関や団体等と連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、本県における刑法犯の認知件数は毎年減少しており、県内の治安情勢は着実に改善しています。

一方で凶悪犯罪につながるおそれのある児童への声かけ事案は後を絶たず、また、本県でも被害が拡大している特殊詐欺は、高齢者だけでなく若年者にも被害が広がっています。

更に、デジタル社会の進展に伴って、サイバー犯罪の手口が悪質化・巧妙化しており、認知件数だけでは計ることのできない多くの課題が残っています。

こうした課題や昨今の社会情勢を踏まえ、令和4年度からの新たな5か年計画として、「第4次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定しました。県では、今後、この計画に基づき、地域における防犯活動の促進、自主防犯意識の醸成等につながる広報啓発や、高齢者、障害者、子ども、女性等の安全確保などの取り組みを進めてまいります。

計画を実効あるものとするためには、行政をはじめ、県民、事業者、地域活動団体が連携し、協力し合いながら、一体となって安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが不可欠ですので、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりご協力をいただきました皆さま方に、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

高知県知事 濱田 省司

第4次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画概要

第3次推進計画からの変更箇所は赤字で示しています。

計画の基本的な考え方

- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年4月1日施行)に基づき策定。
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための県の行動計画。
- ・第1次計画は平成19年に策定。(5年ごとに改定)
- ・第4次計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間。
- ・外部の委員で構成する高知県安全安心まちづくり検討会の意見を計画に反映。
- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議が計画の進捗管理を行う。

計画策定の背景

【高知県の現状】

- ・令和2年国勢調査による本県の人口は691,527人であり、平成27年調査時から36,749人減少した。高齢化率は約36%となり、平成27年調査時の約33%から更に高齢化率が上昇。(令和2年10月1日現在)
- ・地域の支え合いの力が弱まっている、と感じている人の割合は約54%。(令和3年度 県民世論調査)
- ・暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出している。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっている。
- ・令和2年、新型コロナウイルス感染拡大によって県民の生活様式が変化した。また、新型コロナウイルス感染拡大に便乗した詐欺被害や不審電話等が県内で発生している。
- ・県内では、毎年、交通事故件数が減少したが、事故死者数は、令和元年から増加傾向となり、令和2年では34人の尊い命が失われた。また、事故死者のうち、約77%を高齢者が占めている。(県警察統計資料)
- ・30年以内に70～80%程度の確率で南海トラフ地震が発生するといわれており、大規模災害発生時の犯罪にも備えた取組が必要。(算定基準値 平成30年1月1日)

【第3次計画の成果と課題等】(県内の犯罪等の情勢)

・本県における近年の刑法犯認知件数は、毎年減少して過去最少を更新しており、令和2年は2,719件となった。

(県警察犯罪統計)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231
高知県	8,007	7,082	6,530	5,710	5,664	4,792	4,635	4,052	3,562	2,719

・自転車盗や住宅対象の侵入盗等の窃盗犯は、刑法犯全体の約68%を占めている。(令和2年中 県警察犯罪統計)

・住宅対象の侵入盗被害のうち、約87%は無施錠の状態被害に遭っており、乗り物盗や車上ねらいの被害のうちの約72%は無施錠の状態被害に遭っている。(令和2年中 県警察犯罪統計)

・県内のサイバー犯罪被害は、相談件数は500件前後で推移し、検挙件数は40件前後で推移している。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
相談受理	393	593	506	492	453	433	429	539
検挙件数	46	41	42	33	31	41	36	51

・県内の特殊詐欺被害は、平成30年まで減少傾向であったが、令和元年からは増加に転じ、令和2年は、認知38件、被害総額約1億1,300万円と大きく被害状況が悪化した。(県警察統計資料)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,526
高知県	41	52	59	78	53	38	49	20	26	38

・誘拐等に発展する危険性がある、子どもに対する声掛け事案は、近年の認知件数が300件前後の高止まりで推移している。また、小学生に対する発生が全体の約39%を占める。(令和2年中 県警察統計資料)

・刑法犯認知件数が、毎年、継続的に減少する中、ストーカー事案は認知件数が100件前後で、DV事案は200件前後で推移を続けている。(県警察統計資料)

・児童虐待と認定された件数は、年々増加傾向にあり、令和2年度は583件となった。(県児童相談所資料)

・令和2年度、高齢者虐待と認められた件数は141件となり、前年度から31件増加し、障害者虐待と認められた件数は6件となり、前年度から1件増加した。(高齢者福祉課資料・障害福祉課資料)

【第4次計画における重要な取組】

第3次計画では、5つの重点目標を定め、これに基づく様々な取組を実施してきた。その結果、県警察が把握する刑法犯認知件数は減少傾向を継続しており、毎年過去最少を更新している。一方で、DV、ストーカー及び児童虐待等の人身安全関連事案への対応や、悪化する特殊詐欺被害への対策は、喫緊の課題であり、社会全体で取り組まなければならない事項も多く残っている。このことから、第4次計画では、第3次計画の基本的な重点目標や枠組みを継承するとともに、本県の現状や課題に応じた新たな方策を加え、以下の重要な取組を実施していく。

- 1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
・自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発・犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報提供 等
- 2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
・地域の推進体制の活動支援・サイバー空間における犯罪被害の抑止・特殊詐欺による被害の抑止 等
- 3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
・子どもの安全を確保する・高齢者を事件事故から守る・各種虐待、DV、ストーカーによる被害の抑止 等
- 4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
・犯罪の防止に配慮した建造物、道路等の構造物の整備促進・公園等、公共の場所における防犯カメラの設置促進 等
- 5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
・大規模災害に備え、市町村、防犯活動団体への支援継続・大規模災害時における「防犯の視点」の反映促進 等

第4次計画の取組体系

【計画期間:令和4年度から令和8年度の5年間】

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

【基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める】

- ①広報・啓発の充実…広報紙やラジオによる広報、啓発及び条例等の情報提供等を行う。
- ②犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

【基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する】

- ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進…各職域団体と情報共有の機会を拡充する。
- ③防犯活動団体に対する支援
- ④防犯活動を担うリーダーの育成 ⑤事業者による活動の促進 ⑥高齢者による活動の促進 ⑦幅広い世代の地域活動への参画の促進

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

【基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる】

- ①広報・啓発の充実 ②全県的な推進体制の強化 ③地域における推進体制づくりに対する支援 ④市町村に対する支援
- ⑤暴力団を許さない社会づくりに対する支援…行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援する。

【基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる】

- ①ネットワークづくり…見守り協定締結業者等に見守り活動への参加を働きかける。

【基本的方策3 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する】

- ①広報・啓発の充実…サイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行う。
- ②情報共有の促進…産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図る。
- ③サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成…学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進する。

【基本的方策4 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する】

- ①広報・啓発の充実…体験型・実演型ものを交え、被害の危険性を体感的に認識する広報等を行う。
- ②情報共有の促進…金融機関等との連携に努め、従業員等が声掛けしやすい環境の整備や警察官等による警戒活動の強化を推進する。
- ③事業者との協力関係の確立及び支援…日頃から官民一体となった協力関係を構築し、警察への早期通報態勢の確立など、被害の未然防止対策を徹底する。

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

【基本的方策1 学校や通学路等における児童等の安全を確保する】

- ①児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言 ②安全確保体制づくりの促進…危機管理マニュアルの実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。
- ③児童等の見守り活動等の推進…登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。
- ④児童等への安全教育の充実 ⑤防犯環境整備の促進

【基本的方策2 子どもの安全を確保する】

- ①広報・啓発の充実 ②子どもたちを健やかに育てる取組…児童虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。また、子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。
- ③子どもを児童虐待から守るための取組…児童虐待の早期発見、安全の確保、通報のための取組を推進する。

【基本的方策3 高齢者、障害者、女性の安全を確保する】

- ①広報・啓発の充実…虐待、DV、ストーカーを許さない気運を高めるための広報啓発を行う。DVやストーカーの被害を生まないための教育を実施する。
- ②高齢者や障害者の見守り活動の推進…特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための防犯教室等を開催する。
- ③虐待防止活動の推進…高齢者や障害者を虐待から守る活動の推進 ④女性の犯罪被害防止に関する取組
- ⑤高齢者を交通事故から守るための取組…高齢者を守るための交通安全意識の醸成、高齢者に対する交通安全教室の推進

【基本的方策4 観光旅行者等の安全を確保する】

- ①安全情報の提供…外国人観光客等に対する安全情報の提供 ②従業員等に対する防犯教育の促進

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

【基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する】

- ①道路等の構造、設備等に関する指針の周知 ②犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
- ③防犯カメラの設置の促進…市町村、事業者等が行う防犯カメラの設置に対する補助

【基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する】

- ①住宅の構造、設備等に関する指針の周知
- ②住宅の安全に関する情報の提供 ③公営住宅の防犯指針に基づく整備

【基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する】

- ①金融機関に対する啓発 ②深夜小売店舗に対する啓発

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

【基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する】

- ①地域の防災計画への「防犯の視点」の反映 ②地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発 ③発生前の備え及び発生後の対応への支援

【基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する】

- ①防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 ②自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

数値目標(抜粋)

- ・防犯活動団体の活動内容等の公表件数 毎年新規3件以上
- ・公立学校における「学校安全計画」の教職員の共有・必要に応じた見直しの実施率 100%
- ・学校等における安全点検の実施率 100% ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 100%
- ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率 100% ・各市町村要保護児童対策地域協議会へのSSW(スクールソーシャルワーカー)の参加率 100%

県民や本県を訪れる人全てが、安全で安心して暮らし、滞在することができる高知県

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
第1	計画策定の趣旨	1
第2	県民の意見の反映	1
第3	計画の期間	1
第4	数値目標（目標数値・状況確認指標）の設定	2
第5	進行管理	2
第2章	計画策定の背景	
第1	高知県の現状	3
第2	第3次計画の成果と課題等	8
第3	第4次計画における重要な取組	29
第3章	計画の目標及び基本的な方向	
第1	計画の基本目標	33
第2	計画の基本的な方向	33
第3	計画の取組体系	33
第4章	具体的な取組事項	
第1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）	36
第2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）	41
第3	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）	46
第4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）	56
第5	南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する（重点目標5）	59
第5章	数値目標	
第1	目標数値	61
第2	状況確認指標	63
【参考資料】		
参考資料1	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例	66
参考資料2	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例に基づく防犯指針	
	「学校等における児童等の安全の確保のための指針」	71
	「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」	74
	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」	77
	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」	81
参考資料3	高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況	
	高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿	90
	高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿	90
	検討会及び庁内推進会議の開催状況	91

※本計画に記載する担当課名は、令和3年度のものであります。

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり^{※1}を進めることが基本にあるとして、県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日高知県条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画は、同条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための県の行動計画になります。

計画の期間は5年間で、平成19年12月に第1次計画を策定し、それ以降は5年ごとの改定を行いながら、知事部局、教育委員会及び警察が連携をして、県民の防犯意識の向上や、子ども、女性、高齢者等の安全確保などに取り組んできたところ、令和3年度をもって、現行の第3次計画の計画期間が終了することとなりました。

これまでの取組の成果もあり、高知県内の刑法犯認知件数は、年々減少してきていますが、近年、特殊詐欺被害の拡大や情報ネットワーク普及に伴うサイバー犯罪の悪質化や巧妙化など、認知件数だけでは治安水準を図ることのできない情勢となっております。

こうした犯罪情勢や社会情勢の変化、そして、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、第3次計画を見直し、新たに計画（以下、「第4次計画」という。）を策定することとしました。

第2 県民の意見の反映

この計画は、安全安心まちづくりに関する知識を有し、また、その活動に尽力されている有識者等で構成される「高知県安全安心まちづくり検討会」と、パブリック・コメントによって県民の皆さんからのご意見などをいただいたうえで策定しました。

第3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しをします。

※1 犯罪のない安全安心まちづくり…条例第2条に規定する

- (1) 地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動
- (2) 県、市町村及び県民等（県民、事業者及び地域活動団体）による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含みます。）をいいます。

第4 数値目標（目標数値・状況確認指標）の設定

計画期間における取組の到達点を数値で明らかにした「目標数値」を設定し、取組の効果を定量的に図るとともに適切な評価及び検証につなげていきます。

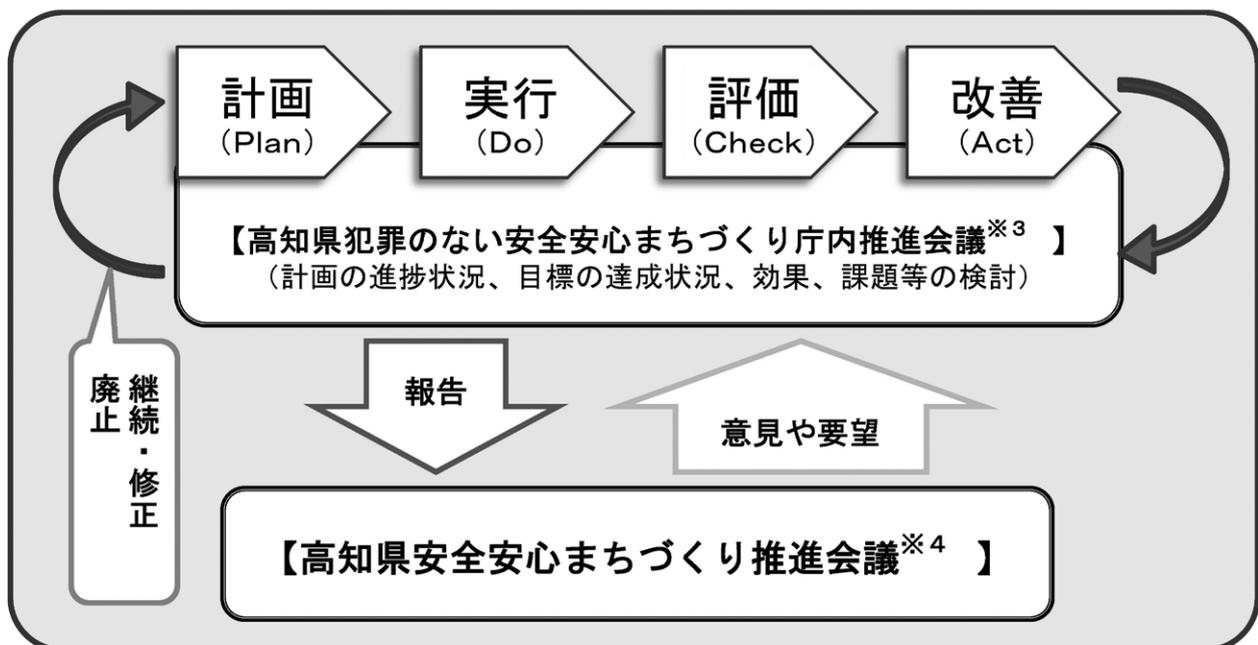
また、取組を進めるうえで、状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」を設定します。

第5 進行管理

この計画の進行は、PDCAサイクル^{※2}によって管理し、計画の目標に向けた取組を着実に進めます。

また、計画に基づく取組の実施状況、「目標数値」及び「状況確認指標」の達成状況は、毎年度取りまとめて公表します。

図1 PDCAサイクルのイメージ図



※2 PDCAサイクル…計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付けていくものです。

※3 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議…犯罪のない安全安心まちづくりを、全庁あげて総合的かつ効果的に推進するため、県の知事部局と県教育委員会、県警察本部の関係課室で構成されている会議です。

※4 高知県安全安心まちづくり推進会議…高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第11条に基づき、県民、事業者、地域活動団体及び行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的に設置された体制です。

第2章 計画策定の背景

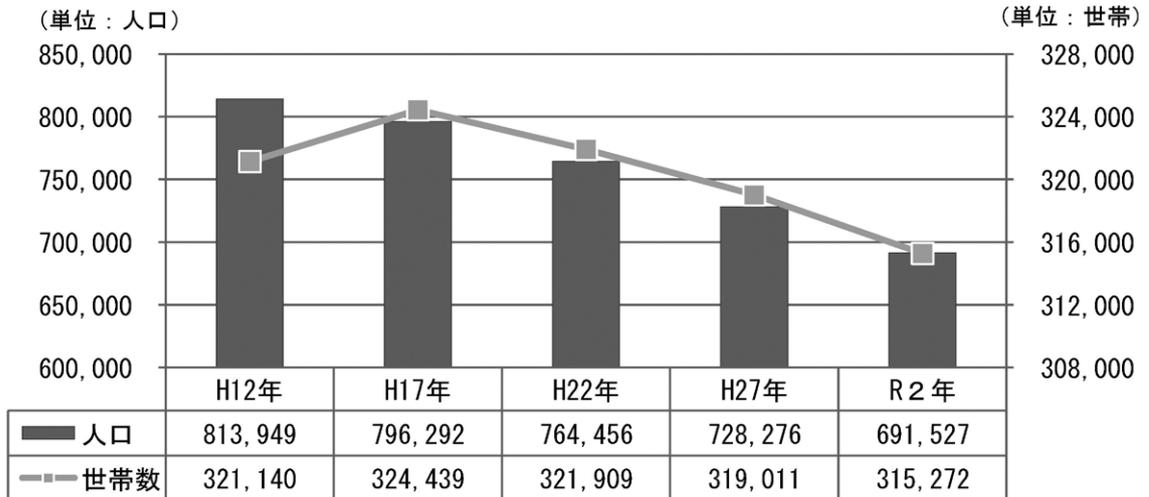
第1 高知県の現状

1 人口減少の進行

令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）によると、本県の人口は、平成27年調査時の728,276人より36,749人減少した691,527人です。

人口減少率は、5.0%で、この数値は、大正9年に国勢調査が開始されて以降、一番高い減少率となっています。

図2 高知県の人口と世帯数の推移



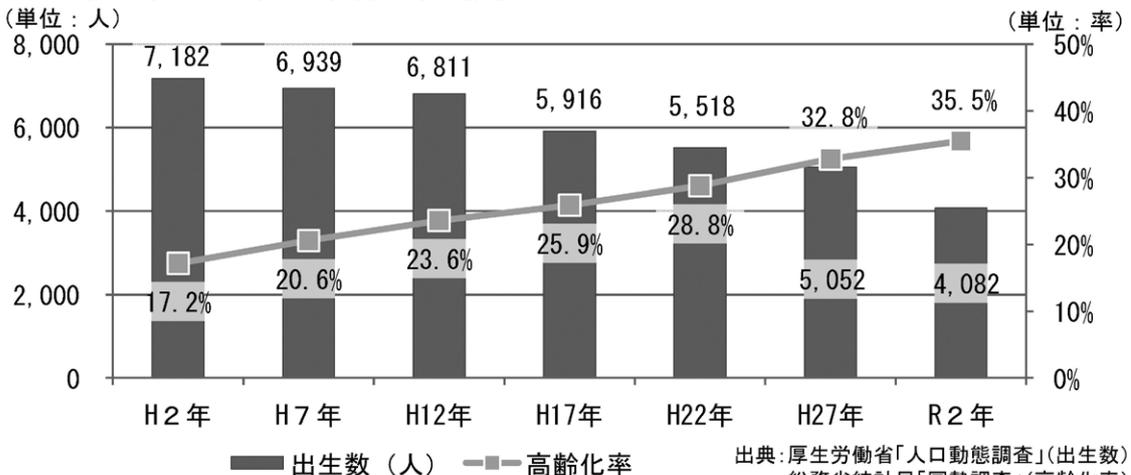
出典：総務省「国勢調査」

2 少子高齢化の進行

本県の出生数は、減少傾向が続き、令和2年は過去最低の4,082人となっています。

一方、令和2年国勢調査によると、本県の高齢化率^{※5}は、令和2年に35.5%で、平成27年の32.8%からさらに高齢化が進んでいます。また、全国平均の28.6%を大きく上回っています。

図3 高知県の出生数及び高齢化率の推移



※5 高齢化率・・・65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

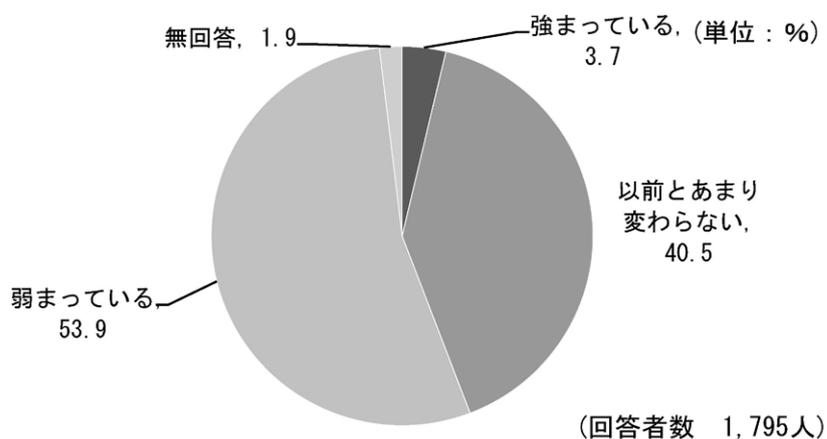
3 県民の意識調査

県では、県政に対する関心や意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年度「県民世論調査」を実施しています。

この調査により、地域での支え合いの力の低下など、今後の課題や県民の意識が明らかになりました。

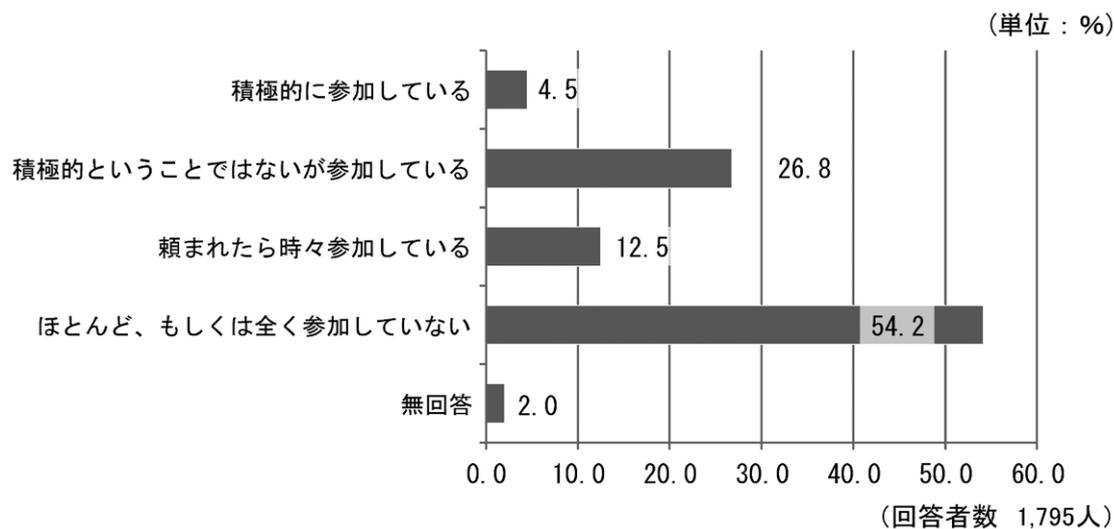
(1) 地域での支え合いの力について（令和3年度県民世論調査）

（問） 地域での支え合いの力は、以前と比べてどうなっていると感じますか？
（結果） 「弱まっている」が、53.9%、「強まっている」はわずか3.7%となっており、地域での支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことが分かりました。



(2) 地域活動への参加（令和3年度県民世論調査）

（問） あなたは現在、地域の活動に参加していますか？
（結果） 「ほとんど、もしくは全く参加していない」が54.2%と1位になっています。



4 暴力団を許さない社会づくり

県内の暴力団員等（構成員及び準構成員）数は、近年減少を続け、令和2年は約60人でした。

しかし、暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出しています。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっているため安心して暮らせる取組が必要です。

表1 暴力団員等数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
暴力団員等	約120人	約100人	約80人	約70人	約60人

出典：高知県警察組織犯罪対策課調べ

5 新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した悪質商法等への対策

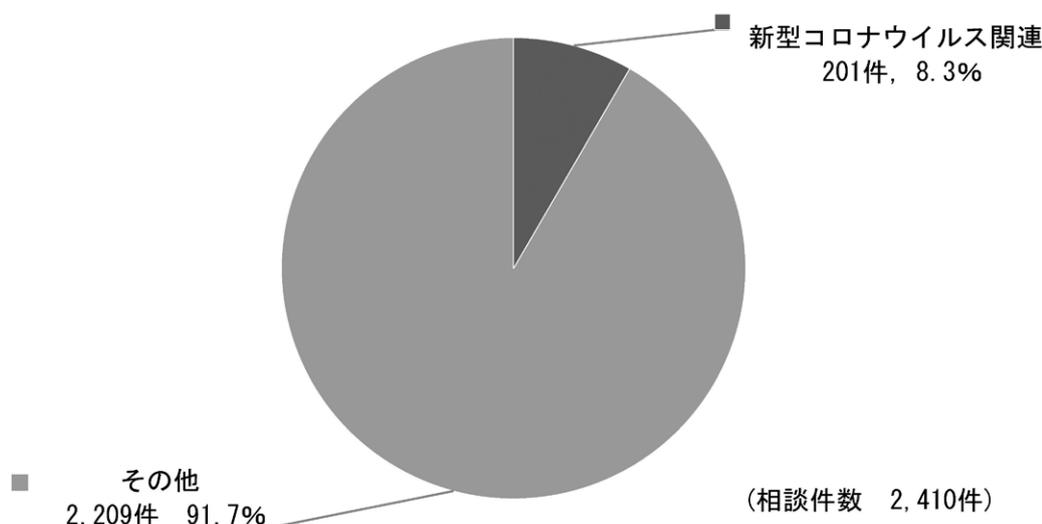
令和2年に入って、新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行し、3密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとする新しい生活様式の推奨など、県民の日常生活は大きく変化しました。

県内でも新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪質商法等の相談が多数寄せられており、県民が悪質商法や詐欺被害に遭わないための取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症に関連する相談件数

（令和2年度高知県立消費生活センター調べ）

令和2年度に高知県立消費生活センターに寄せられた相談件数は2,410件で、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する相談は201件でした。マスクの品不足・高価格に関する相談や、結婚式場や旅行関係等のキャンセルに関する相談等、新型コロナウイルス感染症に関連した相談が多く寄せられました。

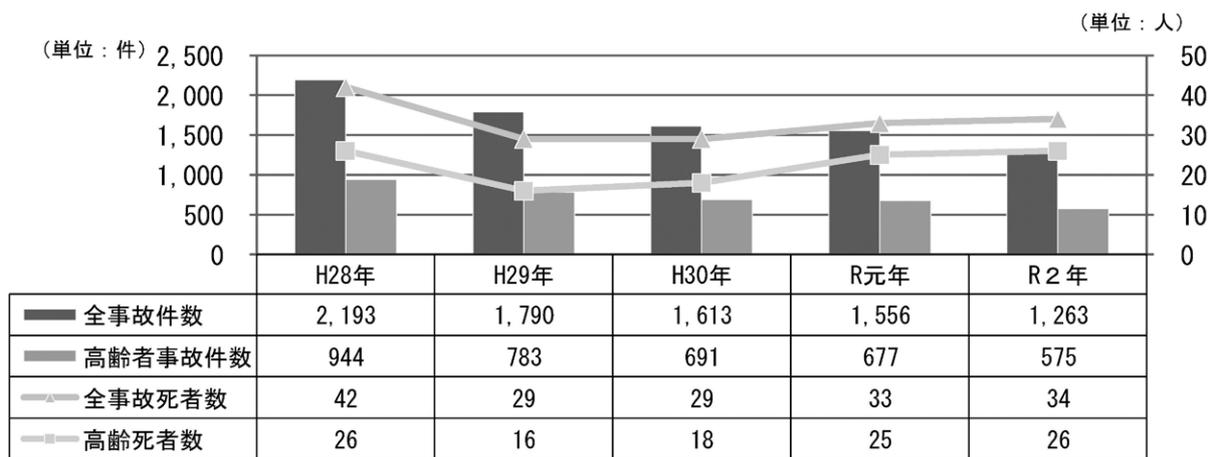


6 高齢者を交通事故から守るための取組

県内の交通事故件数は、減少傾向が続き、令和2年は1,263件でした。

しかし、交通事故による死者は30件前後で推移しており、令和2年の死者は34名となり、前年比で1件の増加となりました。また、全死者の76.5%が65歳以上の高齢者となっており、高齢者を交通事故から守るための取組が必要となっています。

従来、交通安全対策は「高知県交通安全計画」に基づいて推進されてきましたが、県民が被害に遭わずに安全で安心して暮らせる地域社会を目指す理念は、犯罪のない安全安心まちづくりと交通安全対策に共通するものであり、あらゆる機会を利用して、交通事故防止を呼びかけていくことが大切です。



出典：高知県警察交通企画課課調べ

7 南海トラフ地震等大規模災害に向けた対応

(1) 本県の取組

本県は、今後30年以内で70%~80%程度の確率で南海トラフ地震が発生するといわれています。県では、南海トラフ地震対策行動計画に基づき、ハードとソフトの両面から対策を進めています。

特に、令和4年度は、第5期計画のスタートとなるため、第4期計画の各取組を総括し、新たに明らかとなった課題については対策を強化し、全力で取り組んでいるところです。

ひとたび災害が発生すれば、災害に便乗した犯罪やデマ情報などによる二次的な被害の発生が予想されます。

そこで、災害発生が発端となって起こりうる犯罪等の被害から県民を守るため、地域活動団体等の活性化や自主防災組織^{※6}との連携の強化など、大規模災害の発生にも備えた取組を行う必要があります。

県全体世帯数	350,338 世帯
自主防災組織に加入している世帯数	340,070 世帯
自主防災組織数	2,934 組織
組織率	97.1 %

表3 自主防災組織の結成数
(令和3年4月1日現在)

出典：高知県南海トラフ地震対策課調べ

※6 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

(2) 東日本大震災の発生と犯罪情勢

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域が地震とこれに伴う津波により甚大な被害を受けました。

また、被災地では、災害に便乗した犯罪や原子力発電所の事故に起因した風評被害、デマ情報などが被災後に多数発生し、被災住民だけでなく、全国民に大きな混乱を生じさせました。

被災3県^{※7}における犯罪情勢は、刑法犯の認知件数そのものは減少しているものの、無人となった民家や商店を狙った侵入盗が増加したり、発生直後では、放置車両等からガソリンを抜き取る窃盗犯など、被災地特有の犯罪が発生したり、また、ガソリンスタンドでの給油をめぐるいさかいなど、様々なトラブルも発生しています。

表4 被災3県における刑法犯認知状況

(単位：件)

	H22年3月から6月	H23年3月から6月	増 減
刑法犯認知総数	17,185	14,088	-3,097
凶悪犯	100	68	-32
粗暴犯	654	542	-112
窃盗犯	12,826	11,132	-1,694
(侵入盗)	1,880	2,161	+281
(非侵入盗)	6,858	5,428	-1,430
(乗り物盗)	4,088	3,543	-545
知能犯	600	328	-272
風俗犯	134	86	-48
その他	2,871	1,932	-939

出典：警察庁ホームページより



被災地で活動する本県警察官



東日本大震災で被災した山元町

※7 被災3県…平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、特に大きく被災した岩手県、宮城県、福島県の3県をいいます。

第2 第3次計画の成果と課題等

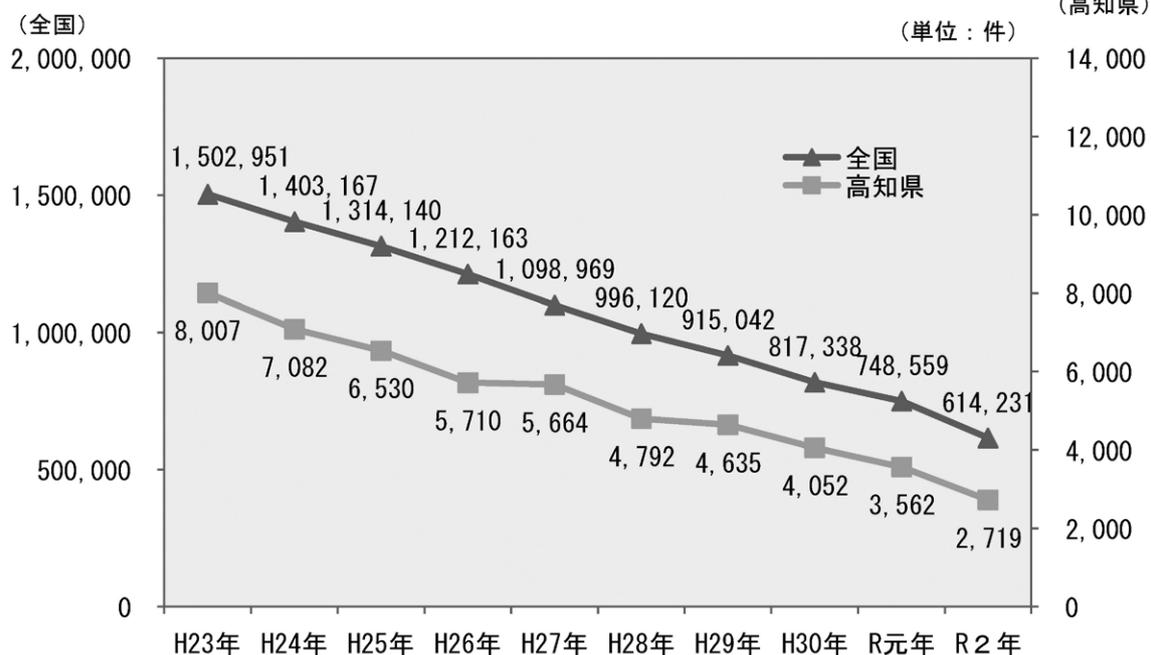
1 県内の犯罪等の情勢

(1) 刑法犯の発生状況

本県における近年の刑法犯認知件数は、毎年減少しており、過去最少を更新し続けています。

刑法犯認知件数の内訳を見ると、総数に占める割合の大きい街頭犯罪等（10ページ参照）の減少幅が大きくなっています。刑法犯認知件数が減少した要因としては、自治体等の各機関、自主防犯活動団体等による防犯活動への取組や、県民の防犯意識の向上によるところが大きいと考えられます。

図4 刑法犯認知件数の推移（10年間）



出典：高知県警察犯罪統計資料

表5 罪種別件数の推移

(単位：件)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
凶悪犯(殺人、強盗等)	21	28	11	17	19
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)	194	177	190	210	191
窃盗犯	3,708	3,536	3,084	2,653	1,862
知能犯(詐欺、横領等)	167	196	151	137	146
風俗犯(強制わいせつ、賭博等)	33	20	26	38	44
その他	669	678	590	507	457

出典：高知県警察犯罪統計資料

(2) 子ども・高齢者の被害状況

子どもが被害者となっている刑法犯認知件数は、第3次計画策定時の平成28年と比較して減少しています。また、刑法犯全体に占める割合は、増減があるものの、横ばいとなっています。

高齢者が被害者となる刑法犯認知件数も、平成28年からの5年間で減少していますが、刑法犯全体に占める割合は、横ばいとなっています。

子どもや高齢者の犯罪被害防止に向け、引き続き全般的な取組を継続していく必要があります。

表6 子ども・高齢者の被害状況

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知件数		4,792	4,635	4,052	3,562	2,719
子ども	凶悪犯	1	5	2	3	4
	粗暴犯	34	30	18	33	37
	窃盗犯	764	866	683	616	408
	知能犯	4	4	2	2	0
	風俗犯	14	4	11	14	19
	その他の刑法犯	25	40	32	17	19
	計	842	949	748	685	487
	刑法犯に占める割合(%)	17.6%	20.5%	18.5%	19.2%	17.9%
高齢者	凶悪犯	5	5	5	4	5
	粗暴犯	22	21	24	27	27
	窃盗犯	501	505	424	353	234
	知能犯	45	31	13	16	22
	風俗犯	0	0	1	0	1
	その他の刑法犯	89	90	76	80	69
	計	662	652	543	480	358
	刑法犯に占める割合(%)	13.8%	14.1%	13.4%	13.5%	13.2%

出典：高知県警察犯罪統計資料

(3) 街頭犯罪等^{※8}の状況

県民の身近なところで発生し、不安感の高い街頭犯罪等は減少しており、令和2年は特に大きな減少が見られました。

犯罪の発生件数の増減には様々な要因が考えられるものの、全国的な傾向として、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染防止のための外出自粛が減少の一因と考えられます。

しかし、刑法犯全体に占める割合は、常に約4割近くの高い数値で推移しており、種別としては自転車盗や車上ねらいなどの発生が依然として多いことが特徴となっています。

表7 街頭犯罪等の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知件数		4,792	4,635	4,052	3,562	2,719
侵入盗	空き巣	88	103	55	63	58
	忍込み	74	39	73	33	47
	居空き	9	8	20	4	15
乗り物盗	自動車盗	13	6	8	4	6
	オートバイ盗	58	69	54	49	13
	自転車盗	1,215	1,290	1,076	1,030	683
非侵入盗	ひったくり	18	6	3	2	0
	車上ねらい	359	234	262	233	114
	自動販売機ねらい	17	21	7	6	2
わいせつ	強制わいせつ	17	13	13	22	23
計		1,868	1,789	1,571	1,446	961
刑法犯に占める割合(%)		39.0%	38.6%	38.8%	40.6%	35.3%

出典：高知県警察犯罪統計資料

※8 街頭犯罪等…県民の身近で発生して、しかも不安感の高い犯罪である

- (1) 道路や駅、駐車場、公園など公共の場所で発生する強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい
- (2) 家屋などに侵入して行われる空き巣、忍込み、居空きのことをいいます。

(4) 侵入盗（空き巣^{※9}・忍込み^{※10}・居空き^{※11}）の被害状況（令和2年中）

令和2年中に発生した住宅等を対象とする空き巣、忍込み及び居空きの被害は、そのほとんどが鍵のかかっていない玄関や窓から侵入されたものでした。また、無施錠以外では、窓ガラスなどを壊して侵入されたものもあります。

このため、外出時のみならず、在宅中においても確実な戸締りや、防犯性の高い住宅設備の普及を進める必要があります。

表8 侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）の被害状況（令和2年中） （単位：件）

		一戸建住宅	中高層住宅	その他の住宅	計
侵入盗 の種別	空き巣	43	0	15	58
	忍込み	33	1	13	47
	居空き	15	0	0	15
侵入 状況	ドア錠破り	0	0	0	0
	ガラス破り	7	0	1	8
	無締り	83	1	20	104
	施錠開け	1	0	7	8
	その他	0	0	0	0
	計	91	1	28	120

出典：高知県警察犯罪統計資料

※9 空き巣…家人等が不在の住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※10 忍込み…夜間、家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※11 居空き…家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているときに住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

(5) 乗り物盗・車上ねらいの被害状況（令和2年中）

令和2年中に認知した乗り物盗や車上ねらいの被害について、自動車盗は66%以上、自転車盗は70%以上、車上ねらいに至っては86%以上が鍵をかけていない時に被害に遭っています。

これらの被害は、そのほとんどが鍵をかけてさえいれば、被害を防げた可能性がありますので、引き続き県民に対して、確実に施錠をする習慣を意識づけていくような取組が必要となります。

表9 乗り物盗・車上ねらいの施錠状況（令和2年中）

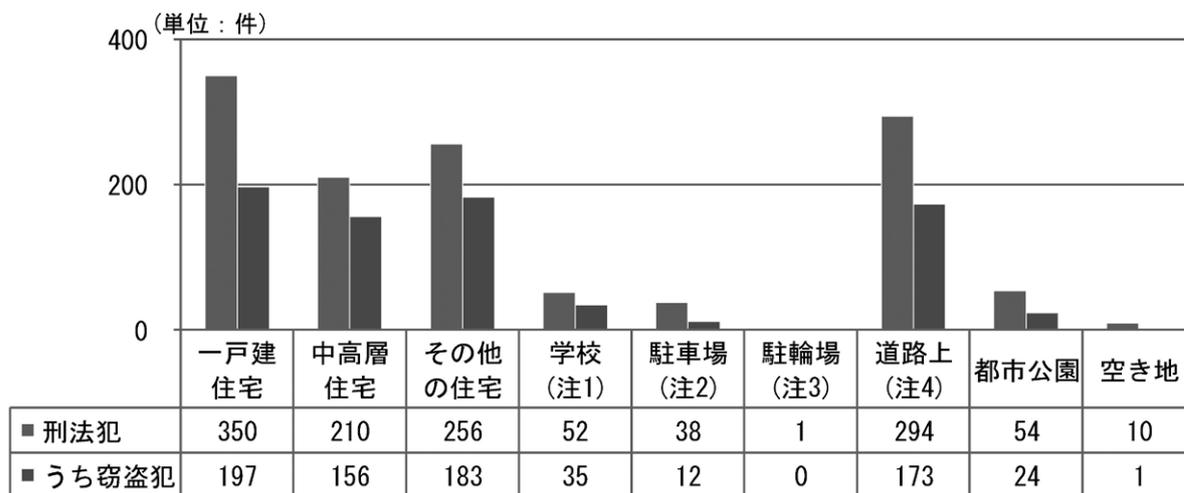
	件数	施錠あり	施錠なし	無施錠率(%)
自動車盗	6	2	4	66.7%
オートバイ盗	13	7	6	46.2%
自転車盗	683	202	481	70.4%
車上ねらい	114	15	99	86.8%
計	816	226	590	72.3%

出典：高知県警察犯罪統計資料

(6) 刑法犯の場所別被害状況（令和2年中）

令和2年中の刑法犯は、全体の14.6%が駐車（輪）場、道路、公園、空き地といった公共の場所で、全体の30.0%が住宅で発生していました。

図5 刑法犯の場所別発生状況（令和2年中）



注1…幼稚園を含む 注2…コインパーキング、月極駐車場等(住宅や商業施設等の敷地内のものを除く)

注3…住宅や商業施設等の敷地内の駐輪場は除く 注4…地下街、地下通路、高速道路は除く

出典：高知県警察犯罪統計資料

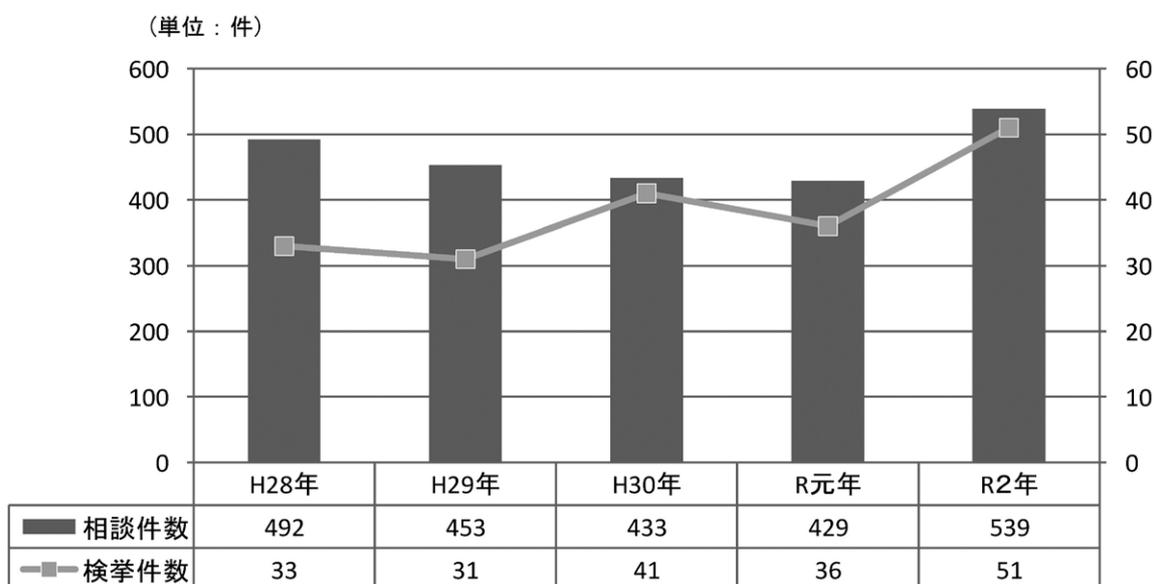
※駐輪場と駐車場の件数が、平成27年時(駐車場：刑法犯368件、駐輪場：刑法犯679件)から大きく減少していますが、これは駐車場と駐輪場の集計方法が、住宅や商業施設等の敷地内のものを除くものに変更となったことが大きな要因となっています。

(7) サイバー犯罪^{※12}の相談状況等

サイバー空間が日常生活を含む様々な活動を営む場となっている中、県内のサイバー犯罪は、平成28年以降、相談件数は500件前後、検挙件数は40件前後で推移しています。

デジタル社会の進展により、SNSや電子メールを用いてフィッシングサイトへ誘導する手口やキャッシュレス決済を悪用する手口など、サイバー犯罪の手口はますます悪質・巧妙化している状況であり、サイバー空間における被害を抑止する取組を一層強化する必要があります。

図6 サイバー犯罪の相談状況等



出典：高知県警察生活環境課調べ

※12 サイバー犯罪…高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪のことをいいます。

(8) 特殊詐欺^{※13}の被害状況

特殊詐欺の被害状況は、平成26年から平成30年にかけて、認知件数、被害総額とも概ね減少傾向でしたが、令和元年からは認知件数、被害総額とも増加し、令和2年は認知件数38件、被害総額約1億1,300万円と大きく被害状況が悪化しています。

犯罪手口は巧妙化、複雑化しており、被害金額が相当高額となる被害も未だに認められることから、今度も引き続き県民が被害に遭わないような取組を強化する必要があります。

図7 特殊詐欺被害の推移

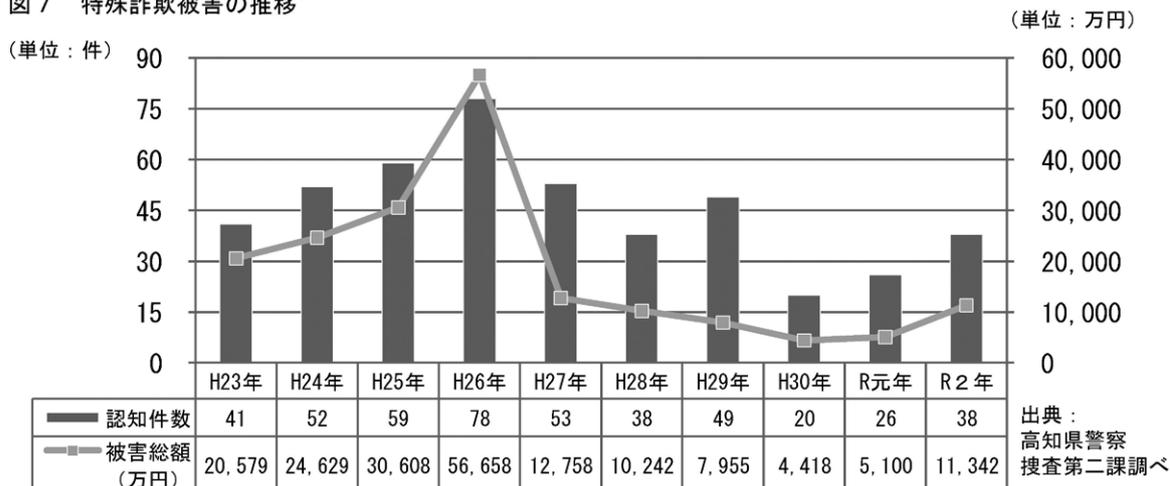
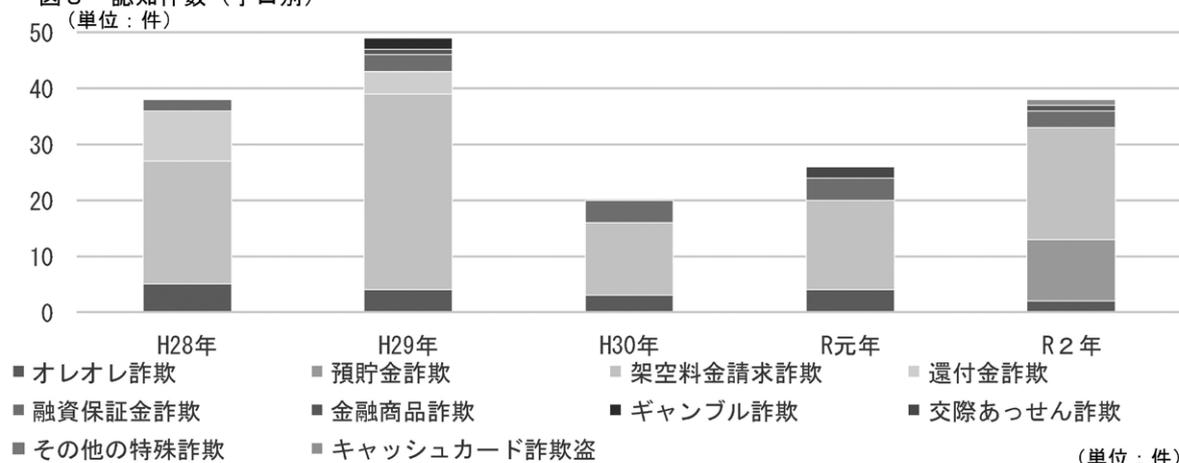


図8 認知件数（手口別）



	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
オレオレ詐欺	5	4	3	4	2
預貯金詐欺	—	—	—	—	11
架空料金請求詐欺	22	35	13	16	20
還付金詐欺	9	4	0	0	0
融資保証金詐欺	2	3	4	4	3
金融商品詐欺	0	1	0	0	1
ギャンブル詐欺	0	2	0	0	0
交際あっせん詐欺	0	0	0	2	0
その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	—	—	0	0	1

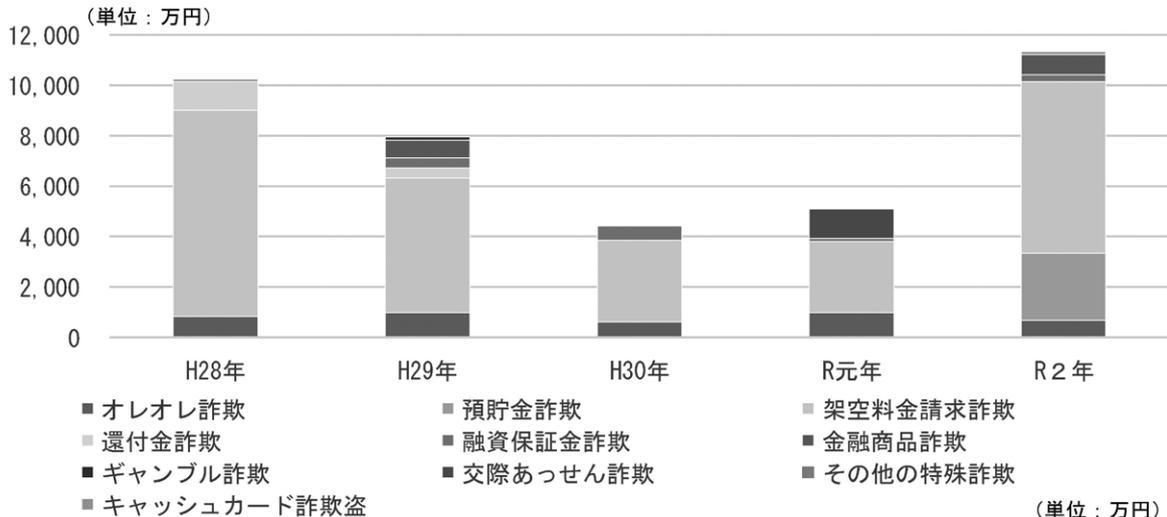
※キャッシュカード詐欺盗は、平成30年から集計

出典：高知県警察捜査第二課調べ

※預貯金詐欺は、令和2年から集計

※13 特殊詐欺・・・被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称です。

図9 被害総額（手口別）



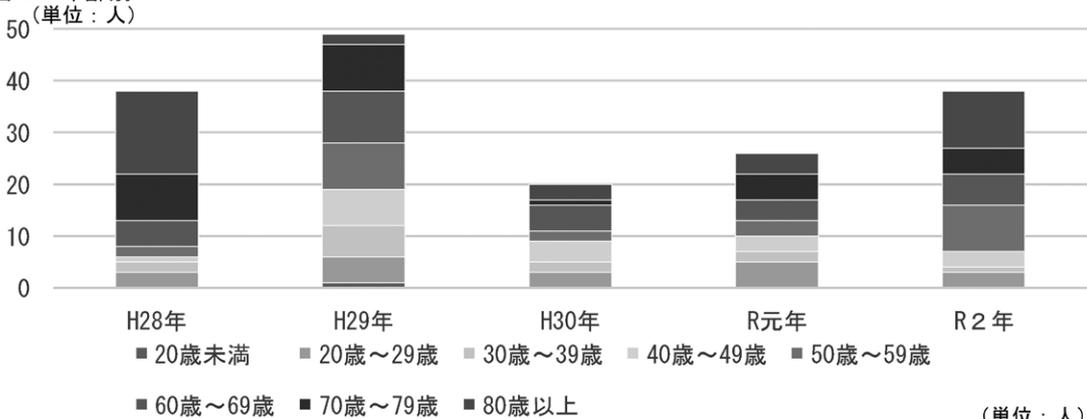
	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
オレオレ詐欺	835	993	618	988	680
預貯金詐欺	—	—	—	—	2,647
架空料金請求詐欺	8,176	5,332	3,235	2,814	6,816
還付金詐欺	1,137	394	0	0	0
融資保証金詐欺	94	399	565	123	282
金融商品詐欺	0	700	0	0	792
ギャンブル詐欺	0	137	0	0	0
交際あっせん詐欺	0	0	0	1,175	0
その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	—	—	0	0	126

※キャッシュカード詐欺盗は、平成30年から集計

出典：高知県警察捜査第二課調べ

※預貯金詐欺は、令和2年から集計

図10 年齢別



	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
20歳未満	0	1	0	0	0
20歳～29歳	3	5	3	5	3
30歳～39歳	2	6	2	2	1
40歳～49歳	1	7	4	3	3
50歳～59歳	2	9	2	3	9
60歳～69歳	5	10	5	4	6
70歳～79歳	9	9	1	5	5
80歳以上	16	2	3	4	11

出典：高知県警察捜査第二課調べ

(9) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案等は、過去5年間で「声かけ」が一番多く発生しており、特に、誘拐や性犯罪に発展しかねない「声かけ」、「つきまとい等^{※14}」、「わいせつ目的^{※15}」の3つの行為が全体の半数以上を占めています。

また、対象別では、小学生に対する発生が多い傾向にあります。

発生時間帯別では、登校時よりも下校時が多くなっており、下校時の見守り活動の重要性が認められます。

図11 声かけ事案等の発生状況の推移（5年間）

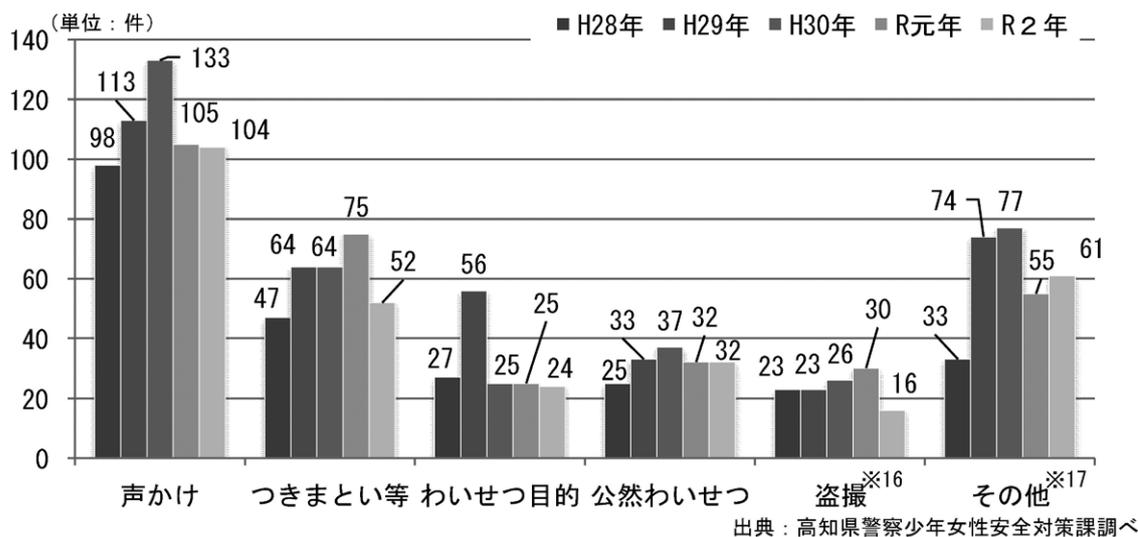
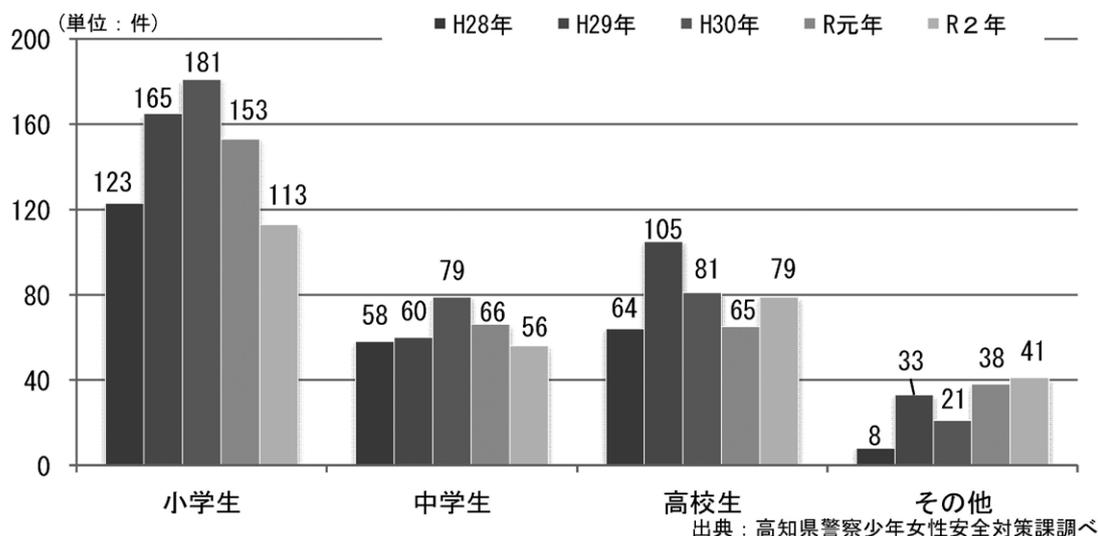


図12 対象別件数



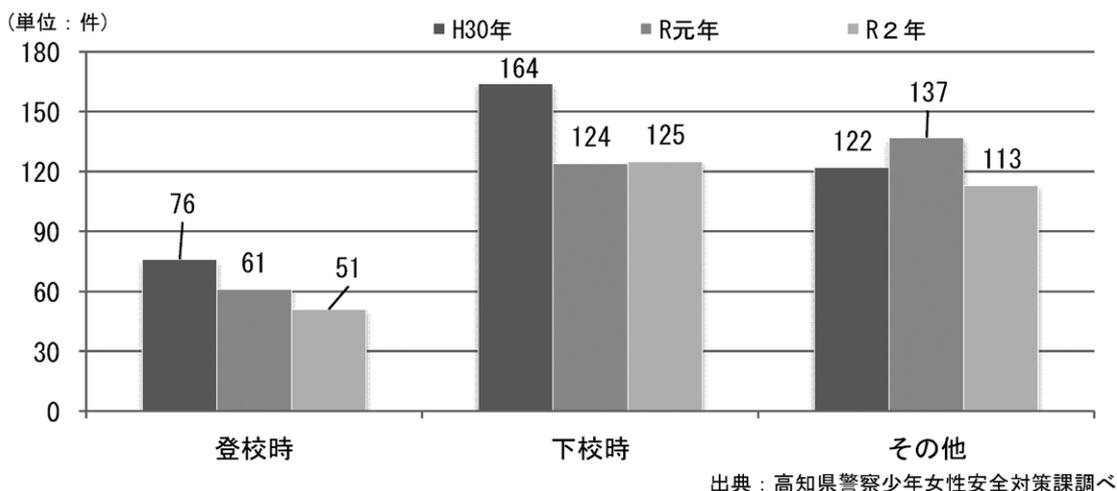
※14 つきまとい等…つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張りなどをいいます。

※15 わいせつ目的…誘い込み、卑わいな言動、のぞき見などをいいます。

※16 盗撮…「下着等の撮影」又は「通常衣服を着けない場所における盗撮」のほか、いわゆる隠し撮りと考えられる容姿撮影を含みます。

※17 その他…その他の性犯罪の前兆と見られる行為をいいます。

図13 発生時間帯別件数



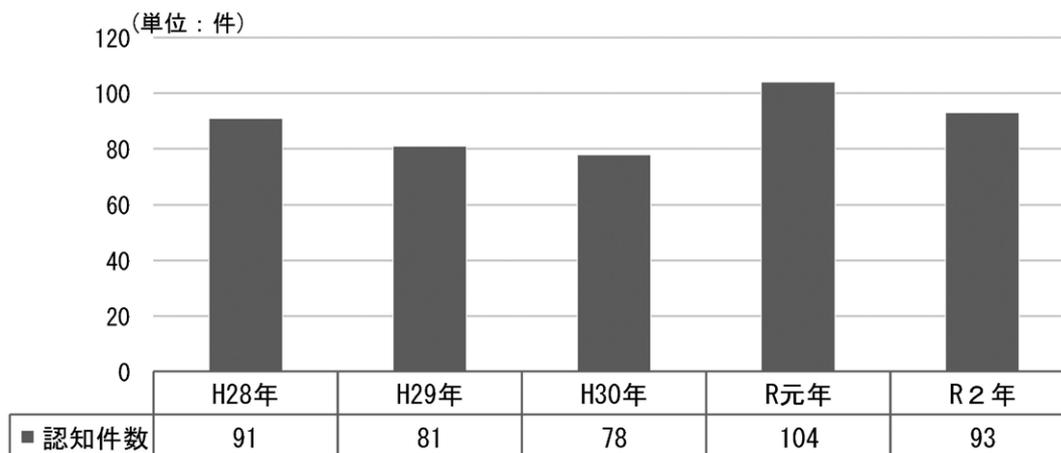
(10) ストーカー^{※18}・DV^{※19}・虐待事案

ア ストーカー事案の相談等状況

令和2年、県警察が認知したストーカー事案の件数は、93件でした。ストーカー事案の認知件数は、減少傾向にある刑法犯認知件数と異なり、年100件前後で推移しています。

ストーカーの特徴として、異常なほどの執着心や支配欲に基づく行動があり、なかなか歯止めがきかず、行動がエスカレートする危険性があることから、行政、関係機関及び民間支援団体等の連携による社会全体での継続的な取組が必要です。

図14 ストーカー事案の認知件数



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

※18 ストーカー…特定の人(元恋人や配偶者等)に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨恨の感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする人をいいます。

※19 DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者(事実婚を含む。)や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力をいいます。

イ 配偶者等からの暴力（DV）の相談等状況

高知県女性相談支援センター^{※20}に寄せられるDV相談の件数は、平成28年度から30年度までは400件ほどでしたが、令和元年度は547件と増加し、令和2年度は474件となっています。また、一時保護では、DVを理由とするものが全実施数の6～8割を占めています。

DVは、被害者のみならず、DVを目撃する子どもにも大きな影響を与え、暴力の連鎖を生むと言われていることから、行政、関係機関及び民間支援団体等の連携による継続的な取組が必要です。

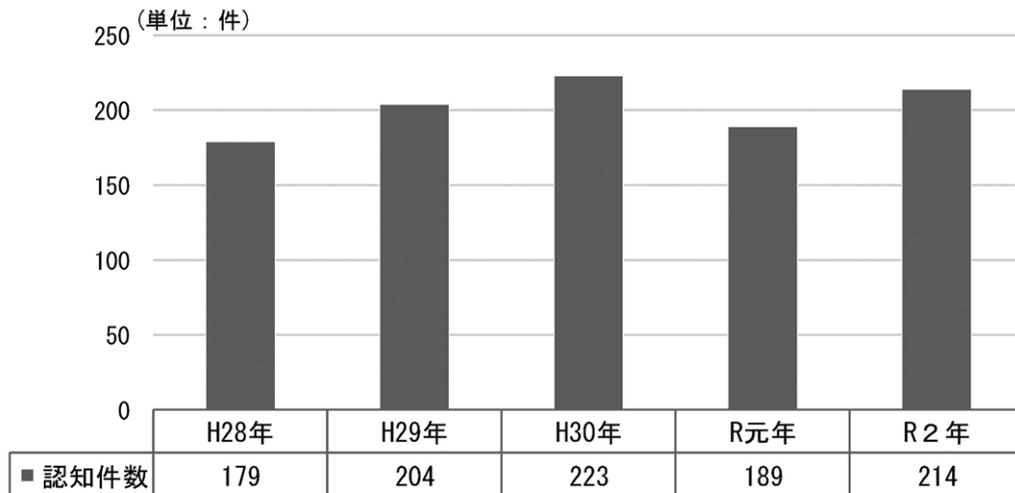
表10 DV相談の受理状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相談件数 (件)	1,189	1,123	1,181	1,213	1,197
うちDVの相談 (件)	419	404	445	547	474
一時保護の人数 (人)	43	56	50	46	32
うちDVによるもの (人)	27	41	37	36	25

出典：高知県女性相談支援センター資料

令和2年、県警察が認知したDV事案の件数は、214件でした。DV事案の認知件数は、減少傾向にある刑法犯認知件数と異なり、年200件前後で推移しています。

図15 DV事案の認知件数



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

※20 高知県女性相談支援センター…「売春防止法」に基づく、売春を行うおそれのある要保護女子の保護更生、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくDV被害者の早期発見や必要な相談、調査・指導、一時保護などを行う機関です。

ウ 児童虐待の相談・通報状況

令和2年度中に児童相談所が受けた虐待通告や相談は799件で、そのうち583件が虐待と認定されています。

虐待の種別は、心理的虐待^{※21}が355件と一番多く、次いで身体的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待となっています。

なお、虐待者別では、両親が245件と一番多く、次いで実母、実父、実父以外の父親の順でした。

令和2年度に児童虐待と認定した件数は、令和元年度の458件より125件増加し、虐待相談件数の統計を取り始めた平成12年度以降で最多となりました。

虐待は、それを受けた児童に身体的、心理的に大きな影響を与えるものであり、生命をも奪いかねないことから、虐待をさせない取組及び通告や相談を受けてからの素早かつ確かな対応が求められます。

表11 児童虐待の発生状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
児童虐待相談受付件数	417件	453件	595件	697件	799件
うち虐待と認定し対応した件数	291件	326件	420件	458件	583件
虐待の種別	身体的虐待 (24.7%)	72件 (16.9%)	55件 (15.7%)	66件 (19.0%)	87件 (22.8%)
	ネグレクト (育児放棄) (34.0%)	99件 (25.2%)	82件 (18.6%)	78件 (27.3%)	125件 (15.1%)
	心理的虐待 (38.8%)	113件 (56.4%)	184件 (65.0%)	273件 (52.6%)	241件 (60.9%)
	性的虐待 (2.4%)	7件 (1.5%)	5件 (0.7%)	3件 (1.1%)	5件 (1.2%)

出典：高知県児童相談所資料（図16から19、表12、13も同じ）

※21 心理的虐待・・・著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例えば、言葉による暴力、一方的な恫喝、無視や拒否、否定、自尊心を踏みにじる行為などをいいます。

図16 児童虐待の相談・認定件数 (単位：件)

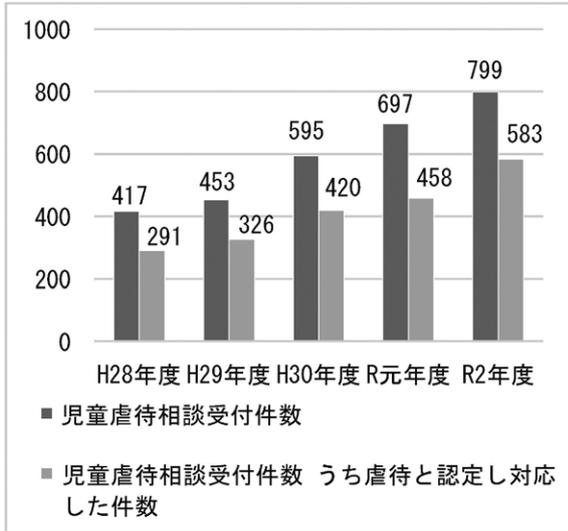


図17 虐待の種別 (R2年度)

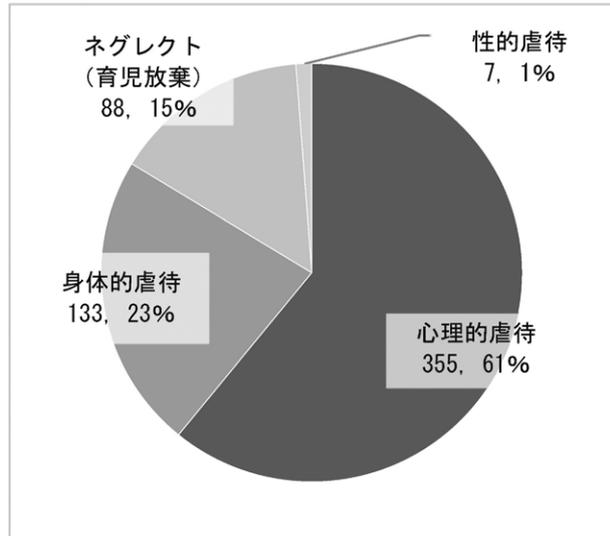


図18 被虐待児の年齢別構成割合 (R2年度)

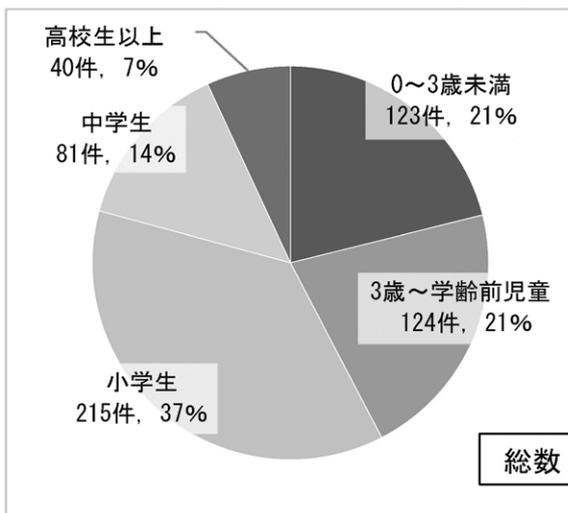
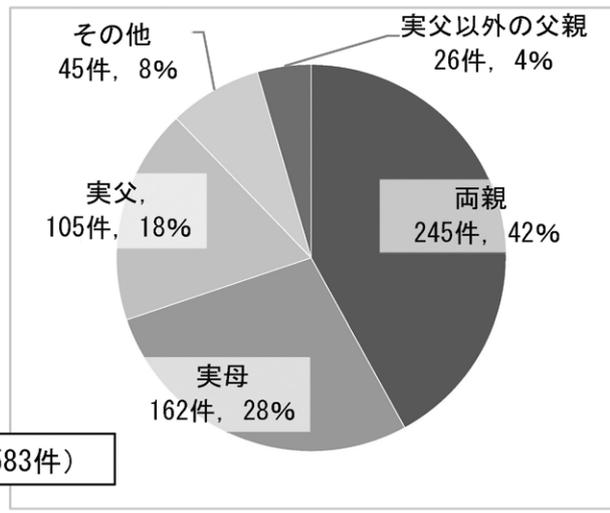


図19 主たる虐待者 (R2年度)



(注) 主たる虐待者の『その他』は、実母と内縁男性19件、養父と実母6件、祖母5件、祖父4件、継父と実母・実母と祖母・実母と交際相手・里父各2件、実父と祖父・実父と祖母・実母の内縁男性各1件

表12 被虐待児の年齢別 (単位：件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
0~3歳未満	67	80	114	92	123
3歳~学齢前児童	59	71	79	103	124
小学生	107	113	132	155	215
中学生	38	38	63	71	81
高校生以上	20	24	32	37	40

表13 主たる虐待者 (単位：件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
両親	99	122	135	176	245
実父	58	92	130	103	105
実母	108	88	99	125	162
実父以外の父親	6	6	16	17	26
実母以外の母親	0	0	0	2	0
その他	20	18	40	35	45

エ 高齢者虐待の相談・通報状況

令和2年度中に受けた高齢者虐待の相談や通報件数のうち、養介護施設従事者によるものは19件で、そのうち虐待事実が確認されたのは6件でした。

また、養護者によるものは、相談等の件数が261件で、前年と比べて26件増加し、虐待事実が確認されたものは135件と、前年から38件増加しています。

虐待の種別では、身体的虐待が一番多く、また養護者による虐待では、経済的虐待^{※22}は減少していますが、身体的虐待、心理的虐待及び介護等放棄については、前年より増加しています。

これら高齢者虐待は、虐待者が被虐待者の子どもである場合が多く、また潜在的なケースも多いと考えられることから、行政、関係機関及び地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表14 高齢者虐待の発生状況

(単位：件)

		養介護施設従事者等による虐待		養護者による虐待	
		R2年度	(前年度増減)	R2年度	(前年度増減)
相談・通報件数		19	0	261	+26
虐待の事実が認められた件数		6	-7	135	+38
虐待の種別・類型 (複数回答有)	身体的虐待	5	-23	85	+31
	介護等放棄	0	-11	39	+8
	心理的虐待	0	-5	54	+18
	性的虐待	0	-2	1	0
	経済的虐待	1	+1	29	-12

出典：高知県高齢者福祉課資料

※22 経済的虐待・・・年金、預金等を勝手に使ったり、財産を無断で売却したりすること。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなどの行為をいいます。

オ 障害者虐待の相談・通報・届出状況

令和2年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待相談・通報・届出件数は11件でした。このうち、虐待の事実が認められた件数は1件でした。

また、養護者による障害者虐待の相談・通報・届出件数は20件で、虐待の事実が認められたものは5件でした。

相談・通報・届出件数は、令和元年度から減少しているものの、虐待の事実が認められた件数は増加しており、障害者虐待の防止に向けて行政、関係機関及び地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表15 障害者虐待の対応状況等

		障害者福祉施設従事者等による障害者虐待		養護者による障害者虐待	
		R2年度	R元年度	R2年度	R元年度
相談・通報・届出件数		11件	10件	20件	26件
虐待の事実が認められた件数		1件	1件	5件	4件
虐待の種類・類型 (複数回答有)	身体的虐待	0人	1人	3人	2人
	性的虐待	0人	0人	0人	1人
	心理的虐待	0人	0人	2人	0人
	放棄・放置	0人	0人	1人	0人
	経済的虐待	1人	0人	0人	1人

出典：高知県障害福祉課資料

(11) 少年の非行状況

刑法犯少年^{※23}・触法少年(刑法)^{※24}の検挙・補導人員は減少傾向にあり、10年前の平成22年の1,039人と比較すると8分の1まで減少するなど、改善が認められます。

また、本県の人口比(少年1,000人あたりに占める刑法犯少年・触法少年(刑法)の割合)については、全国の人口比より高い状況が続いていましたが、近年は全国水準で推移しています。

しかしながら、検挙・補導人員の内訳を見ますと、本県の再非行率は依然として全国平均より高いほか、少年非行の低年齢化も危惧されている状況です。

このため、地域で活動するボランティアをはじめ、教育関係機関、警察及び県が引き続き連携して、少年非行対策に取り組む必要があります

※23 刑法犯少年…刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいいます

※24 触法少年(刑法)…14歳に満たないで刑法犯の罪に触れる行為をした少年をいいます

表16 刑法犯少年と触法少年（刑法）の推移

	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
刑法犯少年 (人)	181	104	108	94	78
触法少年（刑法） (人)	90	47	46	61	50
合計 (人)	271	151	154	155	128
本県の再非行率 (%)	37.3	35.8	33.1	31.0	31.3
全国の再非行率 (%)	31.7	29.5	29.9	28.2	29.0
再非行率の全国順位	3位	4位	10位	12位	8位

出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

2 第3次計画の目標数値と状況確認指標

第3次計画では

- 重点目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体^{※25}による自主的な活動を促進する」
- 重点目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- 重点目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- 重点目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- 重点目標5 「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

という5つの目標を掲げ、さらに可能なものについて

- ・計画の取組を数値で目標化した「目標数値」
- ・取組状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」

をそれぞれ設定し、取組の効果の評価や検証をすることとしています。

(1) 「目標数値」の状況

令和3年3月末現在において目標として掲げた「目標数値」の結果は、次のとおりです。

ア 「県民一人ひとりの防犯意識を高める」取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
あんしんFメール ^{※26} 登録者数 (担当：県警察少年女性安全対策課)	14,500名	17,706名	122.1%

県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、あんしんFメールの登録を進めてきたところ、令和3年3月末の登録者数は17,706名（達成率122.1%）で、目標を大きく上回りました。

※25 地域活動団体…自治会、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体を含みます。

※26 あんしんFメール…女性や子どもに対する声かけ、つきまとい等の不審者情報や連続発生するおそれのある凶悪事件、特殊詐欺等に関する事件発生情報のほか、行方不明者情報、地域安全情報を登録者の携帯電話等のメールアドレスへ送信して提供するものです。

現在の犯罪情勢は、サイバー犯罪や特殊詐欺の被害が拡大しており、今後も防犯啓発活動を継続する必要があります。あんしんFメールは情報発信の有効な手段でしたが、情報ネットワークの普及に伴ってSNS^{※27}等を活用するなど、社会情勢に応じた情報伝達手段が必要となっています。

そのため、今後はあんしんFメールに加えて、SNS等も活用し、地域安全情報等を広く発信していきます。

イ 「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
防犯活動団体 ^{※28} の活動内容等の公表件数 (担当:県民生活課)	100件	56件	56.0%

県民、事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため
防犯活動団体の活動内容等の公表
などの取組を実施しました。

「防犯活動団体の活動内容等の公表」では、令和3年3月末で56件(達成率56.0%)と目標の達成には至っていません。防犯活動団体の活動状況の把握が十分でないことが課題であり、今後、団体等が開催する各種会議に積極的に参加するなどして、連携を強化していくとともに、公表の必要性や重要性を広く周知していきます。

※27 SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトのサービスのことで、友人や同じ趣味を持つ人間同士が集まったり、地域住民が集まったりと、利用者間のコミュニケーションを可能としています。近年では、会社や組織の広報としての利用も増加しています。

※28 防犯活動団体…地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動など、犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

ウ 「学校等^{※29}における児童等^{※30}の安全を確保する」の取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績
危機管理マニュアル ^{※31} の策定率		
①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む)	—	100.0%
②私立小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む)	—	100.0%
③保育所、私立幼稚園、認定子ども園 (担当:①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	100.0%	99.3%
危機管理マニュアルの改訂率		
①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む)	100.0%	100.0%
②私立小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む)	100.0%	84.2%
(担当:①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課)		
学校等の安全点検の実施率		
①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む)	100.0%	100.0%
②私立小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む)	100.0%	100.0%
③保育所、私立幼稚園、認定子ども園 (担当:①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	100.0%	97.8%

学校等における児童等の安全を確保するため

- ・危機管理マニュアルの策定
- ・危機管理マニュアルの改訂
- ・学校等の安全点検

などの取組を実施しました。

「危機管理マニュアルの策定」では、公立幼稚園、公立及び私立の小学校、中学校並びに高等学校で目標の100%を達成し、保育所、私立幼稚園、認定子ども園でも99.3%と概ね達成をしました。今後は、マニュアルを設定していない保育所等に引き続き策定を要請していくとともに、「危機管理マニュアルの改訂」では、実態や想定内容に応じたマニュアルの見直しや点検を行い、強化を図っていくことが必要です。

「学校の安全点検の実施」では、公立幼稚園、公立及び私立の小学校、中学校並びに高等学校で目標の100%を達成し、また、保育所、私立幼稚園及び認定子ども園では、97.8%まで達成しました。しかし、保育所等においては、年度により安全点検を実施していない保育所等があるため、市町村を通じて実施を要請していきます。

※29 学校等…学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む。)、新・放課後子どもプラン推進事業(※49参照)等の用に供される施設、学習塾などをいいます。

※30 児童等…児童、生徒、乳幼児などをいいます。

※31 危機管理マニュアル…正式名称は、学校保健安全法に規定されている「危険等発生時対処要領」です。児童生徒等の安全確保を図るため、危険等発生時において、学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順が定められています。

エ 「通学路等^{※32}における児童等の安全を確保する」の取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績
地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率（小学校のみ） (担当: 県教委学校安全対策課)	100.0%	100.0%
通学路の安全点検の実施率 ①公立小学校 ②私立小学校 (担当: ①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課)	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%

通学路等における児童等の安全を確保するため

- ・ 地域ボランティアによる校内外の巡回等
- ・ 通学路の安全点検

などの取組を実施しました。

令和2年度は、スクールガード・リーダー^{※33}を21市町村39名に委嘱し、研修会などを通じた見守り活動実施の働きかけにより、「地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率」は、100%を達成しました。

しかし、スクールガードの設置やその取組内容は、学校や地域によって差が認められます。今後も引き続き、学校や地域のボランティア団体との連携の強化に努め、校内外の安全確保に関する取組の充実を図っていくことが大切です。

「通学路の安全点検」については、市町村通学路交通安全プログラムに基づき、点検を実施した結果、100%を達成しました。

子どもに対する声かけ事案は、小学生が多いという現状から、今後も学校、保護者、地域住民及び関係機関が連携して、通学路の安全点検を行うことが必要です。

※32 通学路等・・・児童等の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

※33 スクールガード・リーダー・・・「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に基づき、各市町村から委嘱された地域学校安全指導員のことをいいます。防犯について専門的知識を有し、学校内外の巡回や学校を中心とした地域で活動する学校安全ボランティア(スクールガード)に対する助言やスクールガードによる効果的・継続的な安全体制の確保に努めています。

(2) 「状況確認指標」の状況

「状況確認指標」の進行状況は、以下のとおりです。

取組内容	平成28年3月末時点	令和3年3月末現在
設立又は活動を支援した防犯活動団体数 (担当: 県警察生活安全企画課)	29団体(累計)	53団体(累計)
若い世代による地域活動団体数 (担当: 県警察生活安全企画課)	7団体	15団体
シンボルマーク及び標語の利用団体数 (担当: 県民生活課)	42団体	45団体
地域における推進体制設置数 (担当: 県民生活課)	243団体	303団体
事業者、地域活動団体と締結した協定等数 (担当: 県民生活課)	37件(累計)	52件(累計)
高知県安全安心まちづくり推進会議構成員数 (担当: 県民生活課)	87団体、個人	96団体、個人
子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (担当: ①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	249/387校 3/18校 252/298園	228/364校 13/19校 236/275園
教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (担当: ①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	105/387校 9/18校 226/298園	81/364校 2/19校 236/275園
安全マップ ^{※34} の作成校数 (公立小学校のみ) (担当: 県教委学校安全対策課)	81/196校	105/190校

※34 安全マップ…地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険個所(道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など)や「子供110番の家」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップをいいます。
マップの作成作業を通じて作成者が、危険予測能力や危険回避能力を身につけ、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

取組内容	平成28年3月末時点	令和3年3月末現在
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数 (担当: 県警生活安全企画課)	630件	279件
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者割合 (担当: 観光政策課)	25.0%	33.3%
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 (担当: 道路課)	左: 380.908km 右: 436.214km	左: 389.283km 右: 444.886km
道路照明灯 ^{※35} の設置基数 (担当: 道路課)	16,193基 (累計)	16,489基 (累計)
住宅の防犯に関するリーフレットの配布数 (担当: 住宅課 建築指導課 県民生活課)	【建築確認時 (県・本庁)】 共同住宅用 30件 (累計) 戸建住宅用 628件 (累計) 【長期優良住宅 認定時(県)】 戸建住宅用 218件 (累計)	【建築確認時 (県・本庁)】 共同住宅用 33件 (累計) 戸建住宅用 632件 (累計) 【認定長期優良住宅 認定時(県)】 戸建住宅用 224件 (累計)

「状況確認指標」に設定した取組は、第3次推進計画の設定時である平成28年3月末時点と比べ、実施数等は全体的に増加しました。

特に、「地域における推進体制設置数」、「事業者、地域活動団体と締結した協定等数」及び「高知県安全安心まちづくり構成員数」は増加しており、安全安心のネットワーク（地域の見守り活動）の強化につながりました。また、「設立又は活動を支援した防犯活動団体数」及び「若い世代による地域活動団体数」も増加しており、団体等の自主的な活動が促進されました。

その一方で、防犯教室や防犯に関する訓練については、令和元年から全世界において感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度中の実施数は減少しています。しかしながら、そういった中でも、子どもの安全の確保に直接つながっていく、子ども対象の防犯教室や防犯に関する訓練に関しては、平成28年3月末時点と同様に、学校等（公立小中高等学校、私立小中高等学校、保育所、私立幼稚園及び認定こども園）の全てにおいて、実施率は70%以上を確保しています。

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する取組に関しては、建築確認時における防犯に関するリーフレットの配布を継続的に行い、防犯指針の周知等を図りました。

※35 道路照明灯・・・道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。

第3 第4次計画における重要な取組

現行の第3次計画では、5つの重点目標を定め、これに基づいて様々な取組を行ってきました。その成果もあり、本県における近年の刑法犯認知件数は、平成19年を境に毎年減少し、平成22年以降は、毎年過去最少を更新し続けています。

一方で、本県でも被害が拡大している特殊詐欺については、高齢者だけでなく若年者まで被害が広がっていますし、情報ネットワークの普及に伴いサイバー空間における犯罪は悪質化、巧妙化の一途をたどっており、認知件数だけでは計ることのできない、多くの課題も残っています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことや、人口減少・少子高齢化の進行により、地域におけるボランティア活動の参画者確保が困難になっているなど、地域活動団体や地域コミュニティの弱体化も危惧されています。

こうした現状も踏まえ、県民の皆様が安全安心を実感できるまちづくりを推進するため、第4次計画では、第3次計画の基本的な枠組みを継承し、引き続き次の5つの重点目標を定め、本県の現状や課題に対応した取組を実施していきます。

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）

安全安心な地域社会を築くためには、地域の皆さん全てが顔見知りとなり、共に支え合い、守り合う力を再生・強化して、「地域の安全は、地域で守る」という意識を醸成させることが大切です。

現行の第3次計画では、県民の防犯意識を高め、県民等の自主的な活動を促進するため、安全安心まちづくりに関するイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催、推進会議の開催、ポスターの募集、功労団体等の表彰、ラジオ放送による広報及び広報紙や会報の配布等の活動に取り組んできました。

世論調査によると、「地域での支え合いの力が弱まっている」と回答した人は、全体の55.4%となっており半数以上を占めています。また、地域の活動に関しては、「ほとんど、もしくは、全く参加していない」と回答した人が、全体の44.4%となっています。地域での支え合いの力が弱まると、近所に住む人を知らなかったり、周囲に対して無関心であったりするため、不審者に気がつかない、見て見ぬ振りをするなど、地域社会の犯罪を防止する力の低下を招きます。本県は、少子高齢化が進行していることから、安全で安心な高知県を維持し、向上させていくためには、県民の自主防犯意識の醸成や、ボランティア活動参加者の高齢化や後継者不足といった課題に取り組んでいくことが不可欠です。

また、刑法犯の多くを占める窃盗犯のうち、乗り物盗や住宅を対象とした空き巣や忍込み等の多くは、鍵をかけていない乗り物が盗まれたり、鍵がかかっていない玄関や窓から侵入されたりしており、これまでと同様に鍵かけを啓発していくことも課題です。

第4次計画では、第3次計画の結果から、防犯活動団体の活動状況の把握が十分ではなかったことを踏まえて、地域活動団体との連携の強化を推進するとともに、その活動の活性化を図り、防犯活動におけるリーダーの養成、ボランティア活動参加者の増加に取り組んでいくことが必要です。

また、県民一人ひとりが自主防犯に関心を持ち、自主的な防犯活動が促進されるように、引き続き、鍵かけの励行や見守り活動等の広報啓発、情報提供などに取り組んでいくことも必要です。

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）

犯罪のない安全で安心な高知県を実現するためには、県など行政の力だけでは困難であり、県民、事業者及び地域活動団体が行政と手を取り、安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

第3次計画では、行政と県民、事業者及び地域活動団体との連携を深めるため、安全安心まちづくり推進会議の開催や安全安心まちづくりニュース等の広報紙や会報の配布等に取り組み、その成果により、平成20年1月に設立した高知県安全安心まちづくり推進会議は、当初33団体・個人であった構成員が、令和2年度末時点で、96団体・個人まで増加しました。

また、事業者や地域活動団体への支援や働きかけ等により、事業者・地域活動団体と締結した協定等（地域見守り活動、安全安心まちづくり等）の数が、平成27年度末時点の37件から、令和2年末時点では52件まで増加しました。

中山間地域における連携や支え合いの仕組みである集落活動センターは、令和2年度末時点で32市町村62地区で設立され、地域における安全安心につながる仕組みが広がりつつあります。

一方で、本県でも被害が拡大している特殊詐欺は、社会情勢に応じて手口が多様化・巧妙化しており、高齢者だけでなく若年者にも被害が広がっています。

また、デジタル社会の進展に伴って、サイバー犯罪の手口も悪質化・巧妙化しており、官公庁を標的とした爆破予告事件のほか、金融機関を装ったSNSや電子メールを用いて個人のIDやパスワードを盗みとるなど、県民の身近な脅威となっています。

更に、反社会勢力である暴力団は、一般的な企業活動を装ったり、公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出するなど、県民生活に巧みに入り込んできており、これまでと同様に社会の脅威となっています。

これらのことから、第4次計画では、県民運動として取り組むための仕組みづくりや日常生活の場におけるネットワークづくりにより、県民及び事業者等の連携が促進されるよう、引き続き広報啓発や地域における推進体制の活動支援などに取り組むことが必要です。

また、特殊詐欺やサイバー空間の脅威から県民を守るためには、行政が事業者や地域活動団体等と連携し、心に響く、工夫を凝らした広報啓発を推進し、日々多様化し、巧妙化する手口を広く県民に周知し、防犯意識を高めていくことが必要です。

暴力団については、暴力団を許さない社会づくりを引き続き推進するため、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組んでいくことが必要です。

3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）

高齢者、障害者、女性、子ども等を犯罪から守るためには、県民、事業者、地域活動団体及び行政が一体となって取り組んでいくことが重要です。

第3次計画では、広報啓発活動、各施設等における防犯講習会、県内の全市町村における通学路安全プログラムの策定、地域活動団体による安全パトロール等により、子ども等の安全を確保する取組が進みました。

また、放課後児童クラブ^{※36} や民生委員・児童委員^{※37} 等による見守り、各種研修会の実施、学校警察連絡制度の運用により、子ども達の危機回避能力の向上や親子の絆に関する意識の向上が図れ、子ども達を健やかに育てる取組が進みました。

高齢者に関しては、防犯教室・出前講座・訪問活動の実施を、女性に関しては、女性を対象としたDV対策の各種講演会の実施や広報啓発活動の実施を、そして障害者に関しては、その特性に応じた情報提供等を行うことにより、それぞれの安全確保につなげました。

しかしながら、近年、県内の刑法犯認知件数が減少する中、誘拐や性犯罪等、凶悪犯罪に発展するおそれのある声かけやつきまとい等の不審者情報の認知件数は、300件前後と高水準で推移しているとともに、潜在性が高いと言われる高齢者、障害者及び児童の虐待事案の認知・通報件数は、増加傾向にあります。また、ストーカー事案は認知件数100件前後で横ばい状態にあるほか、DV事案は200件前後で推移を続けています。

さらに、高齢化率が高い本県は、高齢者の交通事故も喫緊の課題となっており、令和2年中の交通事故死者のうち、76.4%が高齢者となっています。

これらのことから、第4次計画では、各種教室の実施や参加の呼びかけを継続するとともに、道路管理者等と連携し、防犯、交通安全及び防災の3つの観点から通学路等の安全点検を継続していくことが必要です。

また、子どもの安全を確保するためには、社会情勢、犯罪や虐待の発生状況等に応じて、行政が必要な情報をキャンペーン等を通じて広報し、その被害防止に取り組んでいくことが必要です。

さらに、DVやストーカー事案に関する広報啓発活動や、高齢者や女性に対する防犯教室、出前講座及び訪問活動の実施による防犯意識の醸成、障害者の特性に応じた情報の提供等により、女性、高齢者及び障害者の安全確保を図っていくことが必要です。

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）

県民が安全で安心して生活していくためには、犯罪を企てる者が近づきたくない、あるいは犯罪をやめようと考えさせるような地域社会を構築することが重要であり、こうした生活環境の整備を促進していく必要があります。

第3次計画では、各種会議での助言やパンフレットの配布等により「犯罪の防止に配慮した道路等^{※38}の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を行いました。

※36 放課後児童クラブ…児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等の適切な遊びや生活の場として、その健全な育成を図る施設をいいます。

※37 民生委員・児童委員…民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々をいいます。

※38 道路等…道路、公園、駐車場及び駐輪場をいいます。

また、事業者や地域活動団体等による道路美化作業(ゴミ拾い等)や道路照明設備の設置、街頭防犯カメラ等設置補助金による防犯カメラの設置促進の取組によって、犯罪の防止に配慮した道路等の普及につながりました。金融機関^{※39} やコンビニエンスストア等での強盗対応訓練の実施等により、犯罪の防止に配慮した店舗等の普及も図りました。

しかしながら、強盗対応訓練の実施について、店舗により取組に差があることや「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」のリーフレットの周知が未だ十分でないことが課題となっています。

第4次計画では、引き続き、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知に取り組むことが必要です。

また、公共の場所における街頭防犯カメラ等設置支援事業の促進や深夜小売店舗^{※40} との連携強化により、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進することが必要です。

5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

(重点目標5)

当県では、30年以内に70～80%の確率で南海トラフ地震が発生すると予想されており、大規模災害対策は県全体で取り組むべき事項です。ひとたび大規模災害が発生すると、無人となった民家や商店を狙う窃盗事案の増加や、被災地やその周辺への不法投棄事案、義援金を騙った詐欺事案等、混乱に乗じた犯罪の発生が予想されるため、災害が発生した際は、防災活動と同時に、県民が安全で安心して暮らせるよう、防犯活動に取り組む必要があります。

第3次計画では、市町村が作成する防災復興等の計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけてきました。また、市町村担当者会や自主防災組織の研修会において、大規模災害時の防犯の視点の重要性を周知するなど、市町村や自主防災組織による防犯対策を支援してきました。

しかし、全世界的な新型コロナウイルス感染症拡大に代表されるような社会情勢の変化や、地震のみならず、災害の種別により執りうるべき防犯対策が異なること、地域性(都市部、中山間など)に応じた防犯対策の推進が必要なこと、更には、遠隔地に住んでいる、移動の手段が乏しい等、教室やイベントに参加しづらい方への啓発活動等の課題も残っています。

したがって、第4次計画では、引き続き市町村や防犯活動団体等への支援に取り組むとともに、防犯の視点を反映した取組を更に普及させていくことや、自主防災組織等の研修会の実施を通じて、日頃の防犯活動への参画を働きかけることが必要です。

※39 金融機関…銀行、信用金庫、労働金庫、貸金業者などをいいます。

※40 深夜小売店舗…午後10時から翌日の午前5時までに営業している小売店舗をいいます。

第3章 計画の目標及び基本的な方向

第1 計画の基本目標

県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を促進することにより、県民や本県を訪れる人全てが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とします。

第2 計画の基本的な方向

計画の基本目標を達成するため、前章の第3に掲げた課題に対応した5つの『重点目標』を定めるとともに、重点目標ごとに設定した『基本的方策』に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ります。

第3 計画の取組体系

1 重点目標

- ◎目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」
- ◎目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- ◎目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- ◎目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- ◎目標5 「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

2 基本的方策

(1) 重点目標1の基本的方策

- ◎方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- ◎方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(2) 重点目標2の基本的方策

- ◎方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- ◎方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる
- ◎方策3 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する
- ◎方策4 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する

(3) 重点目標 3 の基本的方策

◎方策 1 学校や通学路等における児童等の安全を確保する

◎方策 2 子どもの安全を確保する

◎方策 3 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

◎方策 4 観光旅行者等の安全を確保する

(4) 重点目標 4 の基本的方策

◎方策 1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

◎方策 2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

◎方策 3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

(5) 重点目標 5 の基本的方策

◎方策 1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

◎方策 2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

3 取組体系

【基本目標】

県民や本県を訪れる人全てが、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現する

【重点目標】

- 1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
- 2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
- 3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
- 4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
- 5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

【基本的方策】

- (1) 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- (2) 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
- (1) 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- (2) 日常生活の場におけるネットワークをつくる
- (3) 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する
- (4) 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する
- (1) 学校や通学路等における児童等の安全を確保する
- (2) 子どもの安全を確保する
- (3) 高齢者、障害者、女性の安全を確保する
- (4) 観光旅行者等の安全を確保する
- (1) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する
- (2) 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する
- (3) 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する
- (1) 市町村による災害時の防犯対策を支援する
- (2) 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

【具体的な取組事項】

- ①広報・啓発の充実 ②犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供
- ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進 ③防犯活動団体に対する支援
④防犯活動を担うリーダーの育成 ⑤事業者による活動の促進
⑥高齢者による活動の促進 ⑦幅広い世代の地域活動への参画の促進
- ①広報・啓発の充実 ②全県的な推進体制の強化
③地域における推進体制づくりに対する支援 ④市町村に対する支援
⑤暴力団を許さない社会づくりに対する支援
- ①ネットワークづくり
- ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進
③サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成
- ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進
③事業者との協力関係の確立及び支援
- ①児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
②安全確保体制づくりの促進 ③児童等の見守り活動等の推進
④児童等への安全教育の充実 ⑤防犯環境整備の促進
- ①広報・啓発の充実 ②子どもたちを健やかに育てる取組
③子どもを児童虐待から守るための取組
- ①広報・啓発の充実 ②高齢者や障害者の見守り活動の推進
③虐待防止活動の推進 ④女性の犯罪被害防止に関する取組
⑤高齢者を交通事故から守るための取組
- ①安全情報の提供 ②従業員等に対する防犯教育の促進
- ①道路等の構造、設備等に関する指針の周知
②道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
③防犯カメラの設置の促進
- ①住宅の構造、設備等に関する指針の周知
②住宅の安全に関する情報の提供 ③公営住宅の防犯指針に基づく整備
- ①金融機関に対する啓発 ②深夜小売店舗に対する啓発
- ①地域の防災計画への「防犯の視点」の反映
②地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発
③発生前の備え及び発生後の対応への支援
- ①防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援
②自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

第4章 具体的な取組事項

※各取組の担当課は、それぞれの最後に()書きしています。

第1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）

1 県民一人ひとりの防犯意識を高める（基本的方策1）

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、各種広報紙、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針等^{※41}について、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者等に対して情報の提供を行います。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

① 広報紙等による情報の提供

県民や事業者等の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」^{※42}や「速報」^{※43}の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して、幅広い情報の提供を行います。

(県警察地域課)

② 「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供

県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、Eメールによる情報の提供（あんしんFメール）を行います。

(県警察少年女性安全対策課)

※41 防犯上の指針・・・「学校等における児童等の安全の確保のための指針」、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の4つの指針をいいます。

※42 ミニ広報紙・・・地域住民のニーズに応じた地域安全情報を身近な話題として伝えるため、警察署や交番、駐在所で、県民の皆さんの住む地域を担当する警察官が毎月発行する「新聞」をいいます。

※43 速報・・・交番・駐在所から迅速に伝達したい地域安全情報等を簡潔に記載して、人目につきやすい場所にポスターのように掲示するなどして情報を提供するものをいいます。地域で発生した事件事故の発生速報などを内容としたものが多く、随時発行しています。

③ ホームページ等を活用した犯罪情報等の提供

県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、テレビ・ラジオ等のメディアやホームページ、SNS等の様々な広報媒体により、県民に対して、県内の犯罪情報等を提供します。

(県警察生活安全企画課)

④ 効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供

夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者提供します。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

⑤ 特殊詐欺や悪質商法等に関する情報の提供

オレオレ詐欺、融資保証金詐欺や架空料金請求詐欺等の特殊詐欺、不必要な住宅のリフォームを執拗に迫られる等の悪質商法^{※44}に関し、県民が被害に遭わないよう、広報紙やホームページなどにより、県民に対して、情報の提供を行います。

(県民生活課)

2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（基本的方策2）

(1) 広報・啓発の充実

① 様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動

犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、各種広報紙、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。

(県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)



安全安心まちづくりポスター選考会の模様



出前講座の模様

※44 悪質商法…虚偽説明、脅迫、販売目的隠匿などの方法で、高額・粗悪な商品やサービスを購入させるものをいいます。

② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施

全国地域安全運動^{※45} 期間中(毎年10月11日～20日)に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、県民、事業者及び地域活動団体等と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。

(県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

③ 地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施

各種地域活動の機会を捉えて、県民、事業者及び関係団体等に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。

(県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

(2) 情報共有の促進

① 情報共有の機会の拡充

県民、事業者及び地域活動団体による自主的な防犯活動を促進する上で必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して、警察署単位で、警察、事業者及び地域活動団体等がそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。

(県警察生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動内容等の公表

防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、その活動を活性化させるとともに、活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にすることができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)



安全安心まちづくりイベント「安全安心まちづくりひろば」の様様

※45 全国地域安全運動・・・防犯協会、地域安全に資する関係機関・団体及び警察が一層緊密に連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に、毎年10月11日から20日までの10日間、全国で実施される運動をいいます。

(3) 防犯活動団体に対する支援

① 防犯活動団体の設立の支援

防犯活動団体の設立を促進するため、設立時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。

(県警察生活安全企画課)

② 防犯活動団体の活動への支援

防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要となる物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。

(県警察生活安全企画課)

(4) 防犯活動を担うリーダーの育成

地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するリーダーを育成します。

(県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

(5) 事業者による活動の促進

防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪被害から守るため、事業者に対して、安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。

また、事業者の特性を生かした防犯活動の推進のための情報提供等、必要な支援を行います。

(県警察生活安全企画課)



事業者、地域活動団体及び市町村等が参加する総会の模様

(6) 高齢者による活動の促進

① 老人クラブへの加入促進

元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動^{※46}や子どもの見守り活動に積極的に参加できるように、老人クラブへの加入を促進するため、県老人クラブ連合会等が実施する事業に対し助成を行います。

(高齢者福祉課)

② 高齢者が所属する団体等に対する学習・研修機会の充実

高齢者が所属する団体等に対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。

(県警察生活安全企画課)

(7) 幅広い世代の地域活動への参画の促進

高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体と連携した活動を推進することで、各団体の活動の更なる活性化を図ります。

また、地域の事業者や学校、団体等に所属する若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)



高知県安全安心まちづくり推進会議構成員による見守り活動

※46 友愛訪問活動…孤立しがちな一人暮らしの高齢者などを、地域のボランティアによる安否確認や話し相手、身の回りの世話などにより暖かく見守り、高齢者が社会とのつながりを保ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す活動をいいます。

第2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）

1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる（基本的方策1）

(1) 広報・啓発の充実

犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙や高知県ホームページへの掲載等、各種機会を利用した広報により、その普及に努めます。

（県民生活課）

(2) 全県的な推進体制の強化

高知県が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有等を行うことにより、安全安心まちづくり活動の一層の活性化を図ります。

（県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課）

(3) 地域における推進体制づくりに対する支援

地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、地域住民、事業者、地域活動団体及び行政の関係者等で構成される推進体制が整備されるよう、市町村等に対して、情報の提供などの必要な支援を行います。

（県民生活課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課）

(4) 市町村に対する支援

各市町村が犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。

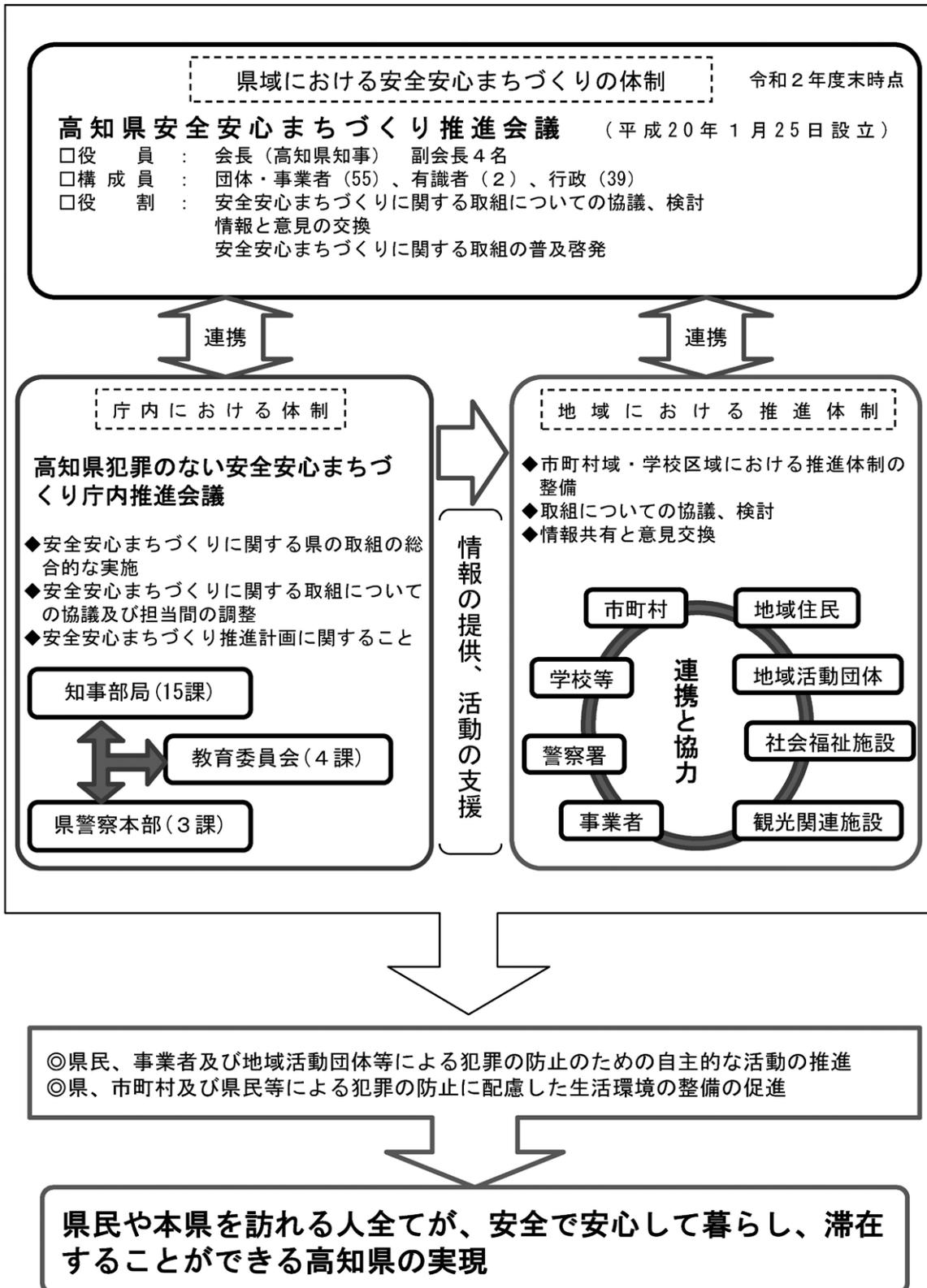
（県民生活課、県警察生活安全企画課）

(5) 暴力団を許さない社会づくりに対する支援

暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。

（県警察組織犯罪対策課）

《安全安心まちづくり推進体制のイメージ》



2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる（基本的方策2）

(1) ネットワークづくり

① 地域における支え合いのネットワークの構築

地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守り活動に参画していただくよう働きかけます。

（地域福祉政策課）

② 中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり

過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落の維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

（中山間地域対策課）

過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。

（地域福祉政策課）

③ 社会におけるネットワークの構築

社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。

（県警察生活安全企画課）



協定締結事業者による見守り活動の出発式

3 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する (基本的方策3)

(1) 広報・啓発の充実

デジタル社会の進展により、サイバー空間は、日常の様々な活動が営まれる公共性の高い場となりつつある一方で、サイバー犯罪は更に悪質化・巧妙化し、県民の身近な脅威となっていることから、あらゆる機会を通じ、IDやパスワード等の個人情報盗用した不正アクセス事案やスマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等、身近な事例を幅広い層に分かり易く注意喚起するとともに、民間企業や事業所には、警察官や情報セキュリティ関連会社、組織による講演を実施するなどして、より専門的な広報啓発を行い、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。

(県民生活課、県警察生活環境課)

(2) 情報共有の促進

サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。

(県警察生活環境課)

(3) サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成

産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーやサイバー防犯ボランティアの委嘱、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。

(県警察生活環境課)

4 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する（基本的方策4）

(1) 広報・啓発の充実

各種イベントや防犯教室等、あらゆる機会を通じ、特殊詐欺の手口等に関する注意喚起や被害を防止するための対策に関する広報啓発を行い、社会全体における特殊詐欺被害防止に係る意識の向上に向けた取組を推進します。

（県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 情報共有の促進

金融機関等関係機関との連携により、従業員等の意識改革・向上を図り、顧客等に対する声かけを通じた情報共有等を行うことで、社会全体における未然防止意識の向上に向けた取組を推進します。

（県警察生活安全企画課）

(3) 事業者との協力関係の確立及び支援

事業者に対する、タイムリーかつわかりやすい被害防止広報等により、従業員等の意識改革・向上を図り、社会全体における未然防止意識の向上に向けた取組を推進します。

（県警察生活安全企画課）



高知県警察と高知県金融機関防犯連合会との特殊詐欺被害防止に関する宣言

第3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）

1 学校や通学路等における児童等の安全を確保する（基本的方策1）

(1) 児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言

学校や通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置管理者^{※47}や保護者、その他関係者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。

県立の施設についても、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。

（障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、県教委学校安全対策課、
県教委幼保支援課、県教委生涯学習課、県警察生活安全企画課）

(2) 安全確保体制づくりの促進

① 安全管理のためのマニュアルの策定等の促進

各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持します。

（私学・大学支援課）

学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。

また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く。）、児童発達支援事業^{※48}の関係施設、新・放課後子ども総合プラン推進事業^{※49}の関係施設の運営規定などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。

（障害福祉課、子ども・子育て支援課、県教委学校安全対策課、
県教委幼保支援課、県教委生涯学習課）

② 不審者侵入防止訓練の実施の促進

教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。

（障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、県教委学校安全対策課、
県教委生涯学習課、県警察生活安全企画課）

※47 学校等の設置管理者…公立学校にあつては、設置者は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長です。私立学校にあつては、設置者または学校法人などです。

※48 児童発達支援事業…児童福祉法に基づく児童福祉施設以外で、児童発達支援事業を行う関係施設をいいます。

※49 新・放課後子ども総合プラン推進事業…共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、次代を担う子どもたちを育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の2つを推進する事業です。

(3) 児童等の見守り活動等の推進

① 学校等における見守り活動等の実施

学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行います。

(私学・大学支援課)

学校等の設置管理者、保護者、地域住民、事業者及び地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、県教委学校安全対策課、県教委生涯学習課)

② 通学路等における安全対策の実施

学校等の設置管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体等と連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施するとともに、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。

(県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

③ セーフティステーション^{※50} 活動の促進

「子供110番の家」^{※51}をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティステーション）が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。

また、「子供110番の家」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。

(県警察生活安全企画課)

※50 セーフティステーション…子ども、高齢者、女性などの弱者を保護するための活動で、24時間活動型社会において、深夜時間帯まで営業するコンビニエンスストアなどの店に地域安全活動への理解と協力を得て、同店を地域社会の安全拠点として運用する活動をいいます。

※51 子供110番の家…子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子どもの緊急避難場所として、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいいます。

(4) 児童等への安全教育の充実

① 防犯教室等の開催

学校等の設置管理者、保護者及び関係機関等と連携して、児童等が犯罪被害に遭わ
いたための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、県教委学校安全対策課、
県教委幼保支援課、県教委生涯学習課、県警察生活安全企画課)

② 安全マップ作成の促進

児童等の危険予測能力・危険回避能力を高めるため、学校の設置管理者に対して、
安全マップの作成による安全教育を行うよう働きかけます。

(県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

(5) 防犯環境整備の促進

① 学校施設等の整備

学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置
管理者に対して、施設や設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう働きかけます。

(障害福祉課、子ども・子育て支援課、私学・大学支援課、
県教委学校安全対策課、県教委生涯学習課)

② 通学路等の整備

学校等の設置管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察など関係者が
連携して、危険箇所等を把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう働きか
けます。

(道路課、公園下水道課、県教委学校安全対策課、県警察生活安全企画課)

2 子どもの安全を確保する（基本的方策2）

(1) 広報・啓発の充実

テレビ、ラジオなどのメディアや各種広報紙、ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。

（県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 子どもたちを健やかに育てる取組

① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施

地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。

（子ども・子育て支援課）

② 虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用

虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるように取り組みます。

また、地域学校協働本部^{※52}の活動内容の充実に向け、PTAとの協力体制づくりを推進します。

（地域福祉政策課、子ども・子育て支援課、県教委生涯学習課、
県教委人権教育・児童生徒課、県警察少年女性安全対策課）

③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施

児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、各種教室を実施するなど、啓発に取り組みます。

（県警察少年女性安全対策課）

④ ルールや法を守る心を育てる取組の実施

子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。

（県教委幼保支援課、県警察少年女性安全対策課）

※52 地域学校協働本部…多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、穏やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動(幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、連携協働して行う、様々な活動。)を推進する体制をいいます。

⑤ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施

インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリング^{※53}の普及や情報に関するモラルの教育を行います。

(県教委人権教育・児童生徒課)

スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。

(県警察少年女性安全対策課)

⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。

(県教委学校安全対策課、県警察少年女性安全対策課)

⑦ 親の子育て力を高めるための支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。

(子ども・子育て支援課、県教委幼保支援課、県警察少年女性安全対策課)

⑧ 子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進

学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。

(県教委生涯学習課)

⑨ 高知県学校・警察連絡制度^{※54}の適正な運用による学校と警察、保護者、地域が連携した子どもへの支援

高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。

(県教委人権教育・児童生徒課、県警察少年女性安全対策課)

※53 フィルタリング…インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除などする機能のことをいいます。

※54 高知県学校・警察連絡制度…児童生徒の問題行動等に対し、教育委員会・学校、警察が問題の所在を相互に理解して連携を図り、子どもの健全育成に役立てるための制度をいいます。

(3) 子どもを児童虐待から守るための取組

① 児童虐待の予防と早期発見への支援

地域での虐待予防の取組が推進されているとともに、児童虐待が早期に発見され支援につながるよう取り組んでいきます。

(子ども・子育て支援課)

② 児童虐待の早期発見、早期対応の取組

校内支援会でのSSW^{※55}の活用を促進するとともに、SSWのカウンターパートに各市町村の児童福祉担当課を位置づけ、定期的な情報共有等を行うなど連携強化を行い、児童虐待の早期発見、早期対応のための取組を進めます。

(県教委人権教育・児童生徒課)

③ 児童虐待の早期発見、安全の確保

被虐待児童の通告、虐待の未然防止に向けて関係機関に情報提供を行い、連携して児童虐待防止対策を進めます。

(県警察少年女性安全対策課)

※55 SSW・・・スクールソーシャルワーカーの略: 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する方をいいます。教育現場において、問題を抱えた児童生徒に対し、置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して、様々な支援を行っています。

3 高齢者、障害者、女性の安全を確保する（基本的方策3）

(1) 広報・啓発の充実

DV等の暴力を許さない気運を高めるとともに、DV被害者の早期発見・早期対応につながるよう、啓発や相談窓口の周知を図ります。

また、将来のDV加害者や被害者を生みださないための予防教育を充実します。

（人権・男女共同参画課）

地域社会において、高齢者などへの虐待やDVなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発等を行います。

（高齢者福祉課）

(2) 高齢者や障害者の見守り活動の推進

① 地域活動団体等と連携した高齢者の見守り活動の実施

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や悪質商法による被害を防ぐため、講習会の開催や地域活動団体の協力を得た個別訪問等による情報提供や被害防止の啓発を行います。

（県民生活課、県警察生活安全企画課）

特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなど、情報の提供や啓発活動を行います。

（県警察地域課）

② 地域包括支援センターを中心とする高齢者の見守り活動への支援

地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。

また、警察及び市町村と連携し、認知症高齢者等の行方不明者の情報提供を行うとともに、県民の認知症に関する正しい知識と理解を深めるため認知症サポーターの養成を推進し、市町村の見守り活動への支援を行います。

（高齢者福祉課、在宅療養推進課）



高齢者の防犯教室の様相

③ 市町村や事業者等の行う障害者の見守り活動の促進

障害者が地域において安全で安心して生活ができるよう、障害者の障害特性に配慮するなどして、市町村や事業者等が連携して行う見守り活動を促進します。

(障害福祉課、県警察生活安全企画課)

④ 障害特性に配慮した情報の提供

地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。

(障害福祉課、県民生活課)

(3) 虐待防止活動の推進

① 研修会や意見交換会等の実施

高齢者虐待を防止・早期発見するために、職員等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身につけるための研修や意見交換会を行います。

(高齢者福祉課)

各施設において、虐待の防止と早期発見につながる体制が確立されるよう、虐待防止マニュアルの策定を指導するとともに、市町村や施設管理者等への研修会を実施し、虐待対応力の強化を図ります。

(障害福祉課)

② 虐待の防止及び被害者の保護

関係機関・団体等と連携して、高齢者、障害者虐待にかかる通報や保護、相談支援体制の充実を図り、虐待防止対策を進めます。

(県警察少年女性安全対策課)

(4) 女性の犯罪被害防止に関する取組

① 防犯教室等の実施

あらゆる機会を通じて、女性が被害に遭いやすい犯罪に関する防犯教室や護身術等の実践的な訓練を実施します。

(県警察生活安全企画課)

② 地域ぐるみの防犯活動の実施

事業者、防犯活動団体と連携して、痴漢やのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点として、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。

(県警察地域課)

③ DVの防止及び被害者の保護

「高知県DV被害者支援計画^{※56}」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、DV被害者に関する通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。

(人権・男女共同参画課)

(5) 高齢者を交通事故から守るための取組

老人クラブ等の組織に属していない高齢者は交通安全教育を受ける機会が少ないため、老人クラブへの加入を促進するために、県老人クラブ連合会等が実施する事業に対し助成を行います。

(高齢者福祉課)

高齢者を交通事故から守るため、自らの安全を守るための交通安全行動の定着化及び交通安全意識を醸成するとともに、高齢者に対する交通安全教室を推進します。

(県警察交通企画課)

春、秋及び年末年始の交通安全運動並びに高齢者交通事故防止キャンペーン(9月～12月)において、関係団体等と連携し、高齢者の交通事故防止に係る広報啓発を行います。

(県民生活課)

※56 高知県DV被害者支援計画・・・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定されている、配偶者からの暴力とその被害者の保護に関する取組を総合的、体系的に実施するための県の計画をいいます。

4 観光旅行者等の安全を確保する（基本的方策4）

(1) 安全情報の提供

① 観光旅行者等に対する安全情報の提供

観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また、観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。

（県警察生活安全企画課）

② 外国人観光旅行者等に対する安全情報の提供

外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、また、外国人観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。

（県警察人材育成課）

(2) 従業員等に対する防犯教育の促進

観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。

（観光政策課）

第4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）

1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する（基本的方策1）

(1) 道路等の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

（道路課、都市計画課、公園下水道課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備

県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。

（道路課、都市計画課、公園下水道課）

(3) 防犯カメラの設置の促進

道路、公園、駐車場及び駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。

（県警察生活安全企画課）

2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する（基本的方策2）

(1) 住宅の構造、設備等に関する指針の周知

防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体及び建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供等を行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。

（住宅課、建築指導課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 住宅の安全に関する情報の提供

① 住宅の防犯対策についての情報の提供

既存住宅を含めた住宅性能表示^{※57}の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。

(住宅課、県警察生活安全企画課)

② 防犯機器の情報の提供

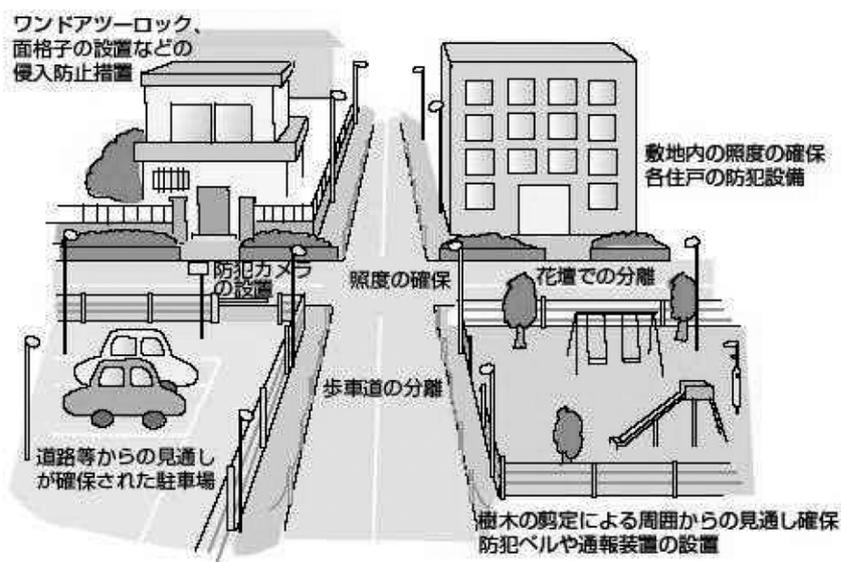
住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪防止に配慮した住宅の普及を図ります。

(県警察生活安全企画課)

(3) 公営住宅の防犯指針に基づく整備

県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。

(住宅課)



※57 住宅性能表示…平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度をいいます。

3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する（基本的方策3）

(1) 金融機関に対する啓発

金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

（県警察生活安全企画課）

(2) 深夜小売店舗に対する啓発

コンビニエンスストアなどの深夜小売店舗に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。

（県警察生活安全企画課）

第5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する (重点目標5)

1 市町村による災害時の防犯対策を支援する（基本的方策1）

(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映

大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。

(南海トラフ地震対策課、県警察生活安全企画課)

(2) 地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発

市町村との連携を深め、市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう「防犯の視点」の重要性について広報啓発を行います。

(県民生活課)

(3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援

市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。

また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に係る生活をする上でのトラブル等に関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速適切に行えるための支援を行います。

(県民生活課、県警察生活安全企画課)

2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する（基本的方策2）

(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援

防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、防災に関する知識や技能を更に習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。

また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報の提供や、ベスト、帽子及び腕章等の活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。

（南海トラフ地震対策課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、各市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ、実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動の知識や技能のほか、犯罪情勢に関する情報を提供します。

また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。

（南海トラフ地震対策課、県民生活課、県警察生活安全企画課）

第5章 数値目標

第1 目標数値

重点目標及び取組項目	令和2年度	令和8年度
【重点目標1】・・・「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」		
地域安全情報の発信数 (県警察生活安全企画課 県警察少年女性安全対策課)	—	毎年： 300件以上 目標累計： 1,500件
防犯活動団体の活動内容等の公表件数 (県民生活課)	新規公表 0件	毎年： 新規公表 3件以上
【重点目標2】・・・「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」		
金融機関等に対する情報提供数 (県警察生活安全企画課)	—	毎月： 1件以上 目標累計： 60件
事業者に対する情報提供数 (県警察生活安全企画課)	—	毎月： 1件以上 目標累計： 60件
【重点目標3】・・・「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
危機管理マニュアルの策定率 保育所、私立幼稚園、認定こども園 (県教委幼保支援課)	99.3%	100.0%
危機管理マニュアルの改訂率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) (①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課)	100.0%	100.0%
	84.2%	100.0%

第1 目標数値

重点目標及び取組項目	令和2年度	令和8年度
【重点目標3】・・・「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
公立学校における「学校安全計画」の教職員の共有・必要に応じた見直しの実施率 (県教委学校安全対策課)	100.0%	100.0%
公立学校における、防犯に係る安全教育(生活安全)の実施率 (県教委学校安全対策課)	84.3%	100.0%
安全点検の実施率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	100.0% 100.0% 97.8%	100.0% 100.0% 100.0%
通学路の安全点検の実施率 ①公立小学校 ②私立小学校 (①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課)	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 (県教委生涯学習課)	68.3%	100.0%
インターネットの適正な利用に関するルールづくりを既に行った学校の割合 (県教委人権教育・児童生徒課)	小学校: 33.2% 中学校: 43.5% 高等学校: 16.7%	小学校: 80.0%以上 中学校: 90.0%以上 高等学校: 90.0%以上
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率 (県教委生涯学習課)	96.3%	100.0%
各市町村要保護児童対策地域協議会へのSSWの参加率 (県教委人権教育・児童生徒課)	64.9% (県立学校 SSW)	100.0% (市町村・ 県立学校 SSW)

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成27年度	令和2年度
【重点目標1】・・・「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」		
会報「安全安心まちづくりだより」、広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行回数 (県民生活課)	各年4回発行	各年4回発行 ※会報： 計1,131部 広報紙： 計110,600部
スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関との連携・協働体制ができて いる小学校の割合 (県教委学校安全対策課)	—	100.0%
【重点目標2】・・・「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」		
高知県安全安心まちづくり推進会議構成員数 (県民生活課)	87 団体・個人	96 団体・個人
地域における推進体制設置数 (県民生活課)	243団体	303団体
行政（県、県警察、県教委）が事業者、地域活動団体と締結した安全安心まちづくりに関する協定等数 (県民生活課)	37件	51件
集落活動センターの開設数 (中山間地域対策課)	20市町村 26箇所	32市町村 62箇所
サイバーセキュリティ等に関する研修会、教室の実施回数 (県警察生活環境課)	(平成27年中) 199回	(令和2年中) 92回

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成27年度	令和2年度
【重点目標3】・・・「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
保育所、私立幼稚園及び認定こども園における子ども(又は教職員)を対象とする防犯教室や防犯に関する訓練の実施園数 (県教委幼保支援課)	252/298園	236/275園
不審者対応訓練の実施回数 (県警察生活安全企画課)	(平成27年中) 137回	(令和2年中) 132回
誘拐被害防止教室の開催回数 (県警察生活安全企画課)	(平成27年中) 225回	(令和2年中) 186回
各地区PTA教育行政研修会の実施及び研修後、取り組みにつなげた単位PTAの割合 (県教委生涯学習課)	81.3%	(新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止)
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数 (子ども・子育て支援課)	—	5市町
DV相談窓口周知カード設置施設数 (人権・男女共同参画課)	210箇所	203箇所
地域見守り情報の発信回数 (県民生活課)	17回	42回
高齢者防犯教室の実施回数 (県警察生活安全企画課)	(平成27年中) 630回	(令和2年中) 279回
巡回連絡における高齢者方の訪問活動回数 (県警察地域課)	(平成27年中) 35,894回	(令和2年中) 34,635回
虐待防止に向けた研修会の開催回数(事業所職員対象、市町村職員・地域包括支援センター対象) (高齢者福祉課)	事業所職員 対象:1回 市町村職員・ 地域包括支援 センター 対象:1回	事業所職員 対象:2回 市町村職員・ 地域包括支援 センター 対象:1回
女性に対する防犯教室等の開催回数 (県警察生活安全企画課)	(平成27年中) 7回	(令和2年中) 15回

第2 状況確認指標

重点目標及び取組項目	平成27年度	令和2年度
【重点目標3】・・・「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」		
高齢者方の訪問活動を通じた広報啓発活動の実施回数 (県警察交通企画課)	16,341回	16,451回
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者割合 (観光政策課)	25.0%	33.3%
【重点目標4】・・・「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」		
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 (道路課)	左※58: 380.908 km 右 : 436.214 km	左 : 389.283 km 右 : 444.886 km
道路照明灯の設置基数 (道路課)	16,193 基	16,489 基
住宅の防犯に関するリーフレットの配布数 (住宅課 建築指導課 県民生活課)	建築確認時(県・本庁) 共同住宅用: 30件 戸建住宅用: 628件 長期優良住宅認定時(県) 戸建住宅用: 218件	建築確認時(県・本庁) 共同住宅用: 33件 戸建住宅用: 632件 長期優良住宅認定時(県) 戸建住宅用: 224件
【重点目標5】・・・「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」		
新しく確保した避難所に「防犯の視点」を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成数 (南海トラフ地震対策課)	累計14件	累計1,110件

※58 県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数における左・右・・・左とは、道路の起点から終点に向いて左側、右とは起点から終点に向いて右側を意味します。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例

(平成19年3月23日条例第9号)

改正 平成19年10月16日条例第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 県民等による自主的な活動の促進等（第13条－第15条）

第3章 安全の確保等（第16条－第20条）

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮（第21条－第23条）

附則

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会は、私たちすべての県民の願いであるとともに、生活の基盤となるものである。

私たちは、これまで高知の豊かな自然の中で育(はぐく)まれた温かい心と、日ごろの近所づきあいを大切にしながら、助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、近年の急激な社会情勢の変化によって、人々の価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や社会の規範意識が希薄化したことなどが背景となって、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加している。

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、私たち一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、個人の自主性や基本的な人権が尊重される中で人と人との絆(きずな)を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切である。

ここに、私たちは、住む人にとっても訪れる人にとっても安全で安心して暮らすことのできる、このような地域社会を築くために、ともに力を合わせて犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全安心まちづくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「地域活動団体」という。）の役割を明らかにするとともに、県が実施する取組の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全安心まちづくりを推進し、もって県民及び本県を訪れる人すべてが安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守るという意識の下に、県民等による自主的な活動により行われなければならない。

2 犯罪のない安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

3 犯罪のない安全安心まちづくりは、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全の確保に特に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、県、市町村、事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し安全の確保に努めるとともに、県、市町村、県民、他の事業者及び地域活動団体と協力して犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりについて理解を深め、自らの活動を通じて犯罪のない安全安心まちづくりを推進するよう努めるとともに、県、市町村、県民、事業者及び他の地域活動団体が行う犯罪のない安全安心まちづくりに協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、第4条の犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組の実施に当たっては、市町村が果たす役割の重要性を考慮し、市町村と密接に連携を図るものとする。

2 県は、市町村に対し、当該市町村が行う犯罪のない安全安心まちづくりについて、情報の提供、助言等を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりについて県民等の理解を深め、防犯意識を高めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第10条 県は、県民が自らの安全を確保し、又は事業者がその所有し、若しくは管理する施設及び事業活動に関し安全を確保することができるとともに、県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりを促進することができるよう、防犯対策に関する情報その他の必要な情報の提供等を行うものとする。

2 高知県公安委員会は、前項に定めるところにより適切かつ効果的に県民及び事業者が安全を確保することができるとともに、県民等が犯罪のない安全安心まちづくりを行うことができるよう、地域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力することができる体制を整備するものとする。

(推進計画の策定等)

第12条 県は、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する基本的事項
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための方策に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、犯罪のない安全安心まちづくりを推進することに関し必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画の進ちょく状況等を検証し、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の促進等

(防犯活動団体の活動内容等の公表)

第13条 県は、地域活動団体のうち犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体（以下「防犯活動団体」という。）の活動内容等の情報を県民等が共有することができるよう、防犯活動団体から情報の提供を受けて、その公表を行うものとする。

(防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援)

第14条 県は、防犯活動団体が犯罪のない安全安心まちづくりに当たって、自らの力で地域を守るという共通の理念を有する自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下この条において同じ。）と連携することができるよう、防犯活動団体及び自主防災組織に対し、市町村と連携して、必要な情報の提供等を行うものとする。

(高齢者の参加に対する支援)

第15条 県は、地域活動の重要な担い手である高齢者が県民等が行う犯罪のない安全安心まちづくりに積極的に参加することができるよう、高齢者及びその関係団体に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第16条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設等（以下「学校等」という。）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

- 2 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。
- 3 県は、学校等の設置者等に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について、情報の提供、助言等を行うものとする。
- 4 県及び学校等の設置者等は、連携して、児童等に対し、犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。
- 5 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第17条 県は、児童等の通学、通園等の用に供されている道路又は児童等が日常的に利用している公園等（次項において「通学路等」と総称する。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

- 2 通学路等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、学校等の設置者等及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。
- 3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(子どもの安全の確保のための取組)

第18条 県、学校等の設置者等及び県民等は、連携して、子どもが正しい規範意識を持つことによって犯罪に巻き込まれることなく健全な生活を営むことができるよう、その育成に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第19条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性、子ども等の防犯上の配慮を要する者の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第20条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他の本県を訪れる人の安全を確保するために必要な情報の提供等を行うものとする。

第4章 道路等、住宅及び店舗等における防犯への配慮

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及等)

第21条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下この条において「道路等」という。）の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及等)

第22条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるとともに、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めるものとする。

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の指針について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第23条 銀行その他の金融機関及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に営業する小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月16日条例第78号）

この条例は、規則で定める日（平成19年規則第137号で、平成19年12月26日とする。）から施行する。

参考資料2 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例 に基づく防犯指針

学校等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、学校等（注1）における児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の安全を確保するために行う方策を示すことにより、学校等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の種別、管理体制の整備状況、学校等の施設の態様、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 不審者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防止するため、以下のような取組に努めるものとする。

(1) 出入口の限定

学校等の施設から見通しが確保された門等、出入口を限定する。

(2) 門扉等の施錠等の措置

普段使用しない門扉等は、確実に施錠する。

(3) 出入者の把握

ア 関係者以外の立入を禁止する旨の立札、看板等の門等への設置

イ 来訪者用の入口及び受付（事務室等）の明示並びに経路の表示

ウ 来訪者に対して受付における氏名等の記載（受付票等）及び来訪者証の着用の要請

エ 来訪者への積極的な声かけの励行

(4) 防犯設備等の設置と活用

警報装置（注2）、通報装置（注3）、通報システム（注4）、防犯カメラ等の防犯設備やさすまた、防犯スプレー等の防犯器具を設置し、効果的に活用する。

防犯カメラを設置する場合は、以下の項目に配慮する。

ア 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等の検討による適切な配置と管理体制の整備

イ 設置区域内の見やすい場所への防犯カメラ作動中の明示をはじめとする個人のプライバシーに配慮した適切な運用

(5) 教室、職員室等の配置等

ア 来訪者への対応や見通しの確保に配慮した教室、職員室、事務室等の配置の検討

イ 職員室、事務室等が2階など接地階以外に配置されている場合は、玄関と職員室等と連動したインターホンの設置

(6) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による学校等の内外の巡視

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、以下のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

(1) 門、囲障、窓、出入口、外灯、附属建物、施錠設備等

(2) 死角の原因となる障害物

(3) 警報装置、通報装置、通報システム、防犯カメラ等の防犯設備

(4) さすまた、防犯スプレー等の防犯器具

3 安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険を予測し回避できる能力の育成のため、以下のような安全教育の充実に努めるものとする。

(1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練の実施

(2) 地域における危険箇所及び「こども110番のいえ(注5)」等の緊急避難場所の周知

(3) 「安全マップの作成」等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施

(4) 児童等の防犯ブザー等の携帯と使用方法の周知

4 保護者、地域住民及び関係団体(PTA、自治会等)との連携

保護者、地域住民及び関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう以下のような取組に努めるものとする。

(1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼

ア 学校等の内外における巡回協力

イ 学校等の活動における地域活動団体の協力

ウ 不審者発見時の警察及び学校等への通報

エ 児童等へのあいさつ運動や声かけ運動

(2) 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制の整備

(3) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大

(4) 学校等の内外における巡視及び安全確保活動

(5) 警察、保護者、地域住民及び関係団体との情報の共有化

5 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、警察、消防等の関係機関等と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検、評価
- (2) 教職員等の危機対応能力の向上を図るための指導、研修、訓練の実施
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校等の方法の決定
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員等の連携に基づく緊急体制（監視・侵入阻止・排除体制及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (5) 学校行事等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (6) 遠足等、施設外での活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (7) 学校等の内外における巡視
- (8) 安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (9) 近隣の学校等、警察、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
- (10) 臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「警報装置」とは、警報ベル、ブザー等をいう。

(注3)：「通報装置」とは、赤外線センサー、モニター付きインターホン等をいう。

(注4)：「通報システム」とは、校内緊急通話システム、警備会社との連絡システム等をいう。

(注5)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

通学路等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第17条第1項の規定に基づき、児童、生徒、乳幼児等（以下「児童等」という。）の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために行う方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注1）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）、児童等の保護者、地域住民、通学路等の管理者及び当該通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を踏まえ、学校等及び地域の実情に応じて適用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 安全教育の充実

学校等の設置者等、児童等の保護者、地域住民及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、相互に連携し、児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得や危険予測能力の育成のため、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「安全マップ」等の作成を通じた児童等の危険予測能力の向上
 - ア 誰もが入りやすく、犯罪が起きても気づきにくい駐車場等の危険箇所
 - イ 暗く人目に付きにくい地下道や廃屋・空き家等特に安全上注意を払うべき場所
 - ウ 落書きやゴミ等が散乱している場所
 - エ 交番、駐在所等の警察施設等いざという時に逃げ込める場所
 - オ 「こども110番のいえ（注2）」等の緊急避難場所
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
- (3) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施
- (4) 防犯ブザー等の使用方法の周知

2 学校等の設置者等による取組

学校等の設置者等は、児童等が通学路等で犯罪の被害に遭わないよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 学校等の教職員(以下「教職員等」という。)による登下校時等における通学路等の巡回
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
 - ア 緊急時の警察等への通報及びパトロールの強化要請の方法
 - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等、登下校方法
 - ウ 保護者に対する連絡体制
 - エ 注意喚起文書等の配布等、速やかな周知体制
 - オ 近隣の学校等との情報提供体制
 - カ 教職員等の役割分担
- (3) 児童等の防犯ブザー等の携帯
- (4) 登下校時等における門等での指導
- (5) 学習塾における児童等の通塾方法・経路の把握
- (6) 保護者との緊密な連絡体制の確立

3 児童等の保護者による取組

児童等の保護者は、児童等が犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 「遊びに行く際の帰宅時間の設定」や「外出時の行き先等の連絡」等防犯に関する各家庭でのルールづくりの促進
- (2) 買物等外出時を利用した児童等への自宅付近の危険箇所及び「こども110番のいえ」等の緊急避難場所、避難方法の教示
- (3) 入学時、新学期等に、児童等の通学路の確認、危険箇所の把握と不審者への対処要領などの教示
- (4) 近所に対しての児童等の安全確保に関する依頼
- (5) 通塾・退塾時の可能な限りの保護者の付き添い。また、付き添うことが困難な場合の複数の児童等による集団通塾・退塾の指導

4 関係団体（PTA、自治会等）との連携

関係団体と連携し、児童等の安全につながるよう、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 登下校時等の巡回及び安全確保活動
- (2) 「こども110番のいえ」等の緊急避難場所との連携の強化及び整備の拡大
- (3) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (4) 地域住民が不審者を発見した場合の警察、学校等への通報依頼
- (5) 警備業者や関係団体相互の連携強化
- (6) 児童等へのあいさつや声かけ運動、通学路等での見守り活動等の推進
- (7) 児童等との合同清掃活動等を利用した危険箇所の改善に向けた取組の実施

5 防犯活動団体との連携

特に地域で児童等の登下校時の見守り活動を行っている団体やタウンポリス(注3)、地域安全推進協議会(注4)等の防犯活動団体と連携し、以下のような取組に努めるものとする。

- (1) 通学路等及び周辺の廃屋・空き家等の安全点検の実施
- (2) 通学路等での見守り活動等の推進
- (3) 情報の共有化

(注1)：「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校(高等課程に係るものに限る。)、児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、新・放課後子どもプラン推進事業の用に供される施設、学習塾等をいう。

(注2)：「こども110番のいえ」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、民家・事業者が子ども緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもので、警察署長が指定したものをいう。

(注3)：「タウンポリス」とは、地域住民による自主防犯組織で、犯罪の予防などのために防犯パトロール、道路、公園等の安全点検等の環境点検活動等を重点的に行う団体として、警察署が支援・援助を行っている団体をいう。

(注4)：「地域安全推進協議会」とは、地区地域安全協(議)会長と警察署長から委嘱された地域安全推進員により組織された団体をいい、構成員である地域安全推進員は、地域安全に関する情報の地域住民への伝達、地域住民の意見及び要望の取りまとめ等を行う地域住民との連絡拠点としての活動を行っている。

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第21条第1項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、道路等の関係法令等との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況、地域の実情等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針に基づく取組の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望、その他防犯対策を講ずる必要性を検討して、推進するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

1 道路

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪企図者(注1)が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、幅員、周辺の状況等を勘案し、縁石や防護柵、植栽等により歩道と車道を分離すること。

(2) 見通しの確保

ア 道路上の柵、標識等の工作物は、道路の見通しを妨げないよう設置すること。

イ 道路の植栽等は、下枝等が道路の見通しを妨げないよう地域住民やロードボランティア(注2)と協力して剪定作業等を行うこと。

(3) 照度の確保

道路照明(注3)や防犯灯等の照明設備は、夜間又は地下道等(注4)において、人の行動を視認できる程度以上の照度(注5)を確保すること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等、周囲からの見通しが悪く、出入口が限られている場所にあつては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備を設置すること。

2 公園

公園において発生するちかん行為や不審者による子どもへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しや照度を確保するなど、可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) 見通しの確保

ア 植栽

植栽については、周囲の道路、住居、園路等からの死角を作らないこと。

イ 囲障

囲障を設ける場合は、見通しのよいフェンス、柵等を設置すること。

ウ 遊具

遊具等の選定、配置については、周囲から見通すことができない空間を作らないこと。

(2) 照度の確保

夜間、通路として日常的に利用されている園路は、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）を確保すること。

(3) 便所を設置する場合の配慮事項

ア 配置

園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しがよい場所に設置すること。

イ 照明設備

建物の出入口付近及び内部は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注6）を確保すること。

(4) 防犯設備

見通しの確保ができない場所や便所等では、必要に応じて防犯ベル等を設置すること。

3 駐車場及び駐輪場

駐車場及び駐輪場（住宅の設備等として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。）において発生する乗り物盗、車上ねらい等を防止するため、犯罪企図者が対象者又は対象物に近づきにくいように、フェンス、柵等による周囲との区分、見通しや照度の確保など、利用形態や規模に応じて可能な限り以下の項目に配慮する。

(1) フェンス、柵等による周囲との区分

駐車場等の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分すること。

(2) 見通しの確保

- ・ 駐車場等のフェンス、柵等の設置に当たっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲からの見通しを確保すること。
- ・ 見通しが悪く、死角になる箇所は、必要に応じてミラーを設置するなど、場内の見通しを確保すること。

(3) 照度の確保

地下又は屋内の駐車場については、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、また、屋外の駐車場についても必要に応じて防犯灯等により、地下又は屋内の駐車場の駐車のために供する部分の床面と同等の照度を確保すること。

(4) 管理体制の充実

必要に応じて、出入口には自動ゲート管理システムの設置や管理人の配置を行い、防犯カメラ等の防犯設備を設置して場内の状況等を把握すること。

(5) 盗難防止措置

駐輪場においては、必要に応じてチェーン用バーラック（注7）、サイクルラック（注8）等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるよう盗難防止に有効な措置を講ずること。

(6) 広報

犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の励行など防犯のための広報（注9）を実施すること。

4 その他

(1) 地域住民との連携による整備・管理等

道路等の整備・管理等は、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進するとともに、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も適切に行うこと。

(2) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 配置等

(ア) 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(イ) 防犯カメラの画像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

(ウ) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとすること。

イ 個人のプライバシーの保護への配慮

(ア) 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示すること。

(イ) 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去すること。

(ウ) 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定すること。

(エ) 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行うこと。

(オ) 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供しないこと。

(カ) 道路等を設置し、又は管理する者は、適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めること。

- (注1)：「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2)：「ロードボランティア」とは、道路での美化や清掃、緑化等のボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人会、婦人会、学校、企業等の団体や個人で、申請により、土木事務所長が認定しているものをいう。
- (注3)：「道路照明」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。
- (注4)：「地下道等」とは、地下道のほか、ガード下等の人車が通行する道路をいう。
- (注5)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。
- (注6)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- (注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。
- (注9)：「防犯のための広報」とは、自動車についてはカギ掛けや貴重品の車内の保管の禁止、オートバイについてはハンドルロック、自転車についてはツーロックなどのカギ掛けの呼びかけのほか、管轄警察署から入手した犯罪情報及び防犯グッズ等を紹介することをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年高知県条例第9号）第22条第1項の規定に基づき、住宅（共同住宅及び一戸建住宅をいう。以下同じ）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築される住宅及び改修される既存の住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅の新築又は改修に際し、住宅を建築しようとする者又は住宅の所有者若しくは管理者に対し、住宅の防犯性の向上に係る企画・設計・施設整備及び管理上配慮すべき事項を示し、その自発的な対策を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針は、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が可能と判断される項目について適用するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 共同住宅

(1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- ・ 共用玄関は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- ・ 道路等からの見通しが確保されない場合は、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 共用玄関扉

- ・ 共用玄関には、扉を設置することが望ましく、扉は透明ガラス等を使用するなどし、扉の内外を相互に見通せる構造とすることが望ましい。
- ・ 居住者が来訪者を確認の上で解錠するオートロックシステム（注1）等を導入し、人の出入りが制限できる構造とし、共用玄関以外の共用出入口は自動施錠機能付き扉とすることが望ましい。

(ウ) 照明設備

- ・ 共用玄関の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保できるものとする。
- ・ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度（注3）を確保できるものとする。

- ・ 夜間においては、不審者の立入を威嚇し、居住者が帰宅時に周囲の様子を視認できるように、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付きライト（以下「センサーライト（注4）」という。）を設置することが望ましい。

イ 管理人室

- ・ 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造又はこれらに近接した位置に配置する。
- ・ 管理人室の窓は、共用玄関からの人の出入りが確認できるような位置を考慮して設置する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- ・ 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずることが望ましい。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

(ウ) 郵便受箱

- ・ 郵便受箱は、施錠可能なものとする。
- ・ 共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（注5）等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等から見通せる位置に配置する。
- ・ 見通しが確保されない場合には、人の存在が確認できるように、防犯カメラ等により見通しを補完する対策を講ずる。

(イ) 照明設備

- ・ 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。
- ・ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

オ エレベーター

(ア) 扉

かご及び昇降路の出入口の扉は、かご内の状況を外部から確認できる構造の窓を設置する。

(イ) 照明設備

かご内の照明設備は、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとする。

- (ウ) 防犯カメラ
かご内には、防犯カメラを設置する。
- (エ) 非常の場合の外部通報・連絡方法
 - ・ 非常時に備えて、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。
 - ・ 押しボタン等は、誰もが利用しやすい位置を考慮して設置し、警報ブザーは、管理人室又は警備会社等、外部に通報できるものが望ましい。

カ 共用廊下、共用階段

- (ア) 配置・構造等
 - ・ 共用廊下、共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保された配置又は構造とすることが望ましい。また、共用廊下又は共用階段が住戸のバルコニー等に近接する場合は、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。
 - ・ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保され、また、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。
- (イ) 照明設備
共用廊下、共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の顔及び行動が識別できる程度以上の明るさを確保できるものとする。

キ 駐車場、駐輪場

- (ア) 配置等
 - ・ 屋外に設置する場合は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、屋根を設ける場合は、住戸のバルコニーや窓等上方への足場とならない構造、形態、位置とする。
 - ・ 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲で外部から場内の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。
 - ・ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には管理者等が場内の状況を把握できるように防犯カメラを設置し、さらに見通しが悪く死角となる箇所にはミラーを設置する。
- (イ) 門扉・シャッター
駐車場は、居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー(注6)等施錠可能な門扉・シャッターを設置することが望ましい。
- (ウ) 盗難防止措置
駐輪場は、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるようにチェーン用バーラック(注7)又はサイクルラック(注8)等の盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。
- (エ) 照明設備
駐車場、駐輪場には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注9)を確保することができる照明設備を設置する。

ク 児童遊園、広場、緑地、敷地内通路

- (ア) 配置
児童遊園、広場、緑地、敷地内通路(以下「児童遊園等」という。)は、道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備

児童遊園等には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することができる照明設備を設置する。

ケ 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう設置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

コ 屋上

- ・ 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。
- ・ 屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

サ ゴミ置き場

- ・ ゴミ置き場は、道路等から見通しが確保され、住棟等と近接する場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- ・ ゴミ置き場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置したものとすることが望ましい。

シ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

ス 防犯カメラ

(ア) 配置等

- ・ 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。
- ・ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。
- ・ 防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。
- ・ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとす。

(イ) 個人のプライバシーの保護への配慮

- ・ 設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが作動していることを明示する。
- ・ 画像の保存期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、保存期間が終了したときは、確実に画像を消去する。
- ・ 適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定する。
- ・ 画像が記録された媒体は、管理責任者が指定した施錠された場所に保管し、また、記録された画像へのアクセスについても管理責任者が指定した場所で行う。
- ・ 画像が記録された媒体は、法令に基づく場合等を除き、利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 適正な管理、運用に当たっての規程を作成し、居住者等に周知する。

(2) 専用（住戸）部分

ア 玄関

(ア) 配置・構造等

- ・ 扉は、防犯建物部品等（注10）の扉（枠を含む。以下同じ。）とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し（注11）等の侵入手口を防止するため、ガードプレート（注12）を設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないよう受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。

(イ) 錠等

- ・ 錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、面付箱錠、彫込箱錠等の破壊が困難なもので、ピッキング（注13）が困難な構造のシリンダーを有したものや、カム送り（注14）等の侵入手口を防ぐため、扉等とシリンダーに隙間がない構造とする。
- ・ 主錠のほか、補助錠を設置することが望ましい。

(ウ) ドアスコープ・ドアガード

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注15）等を設置し、錠の機能を補完するドアガード（注16）等を設置する。

(エ) インターホン・ドアホン

住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(オ) 照明設備

玄関及び勝手口等出入口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保できるものとし、夜間において不審者への威嚇や帰宅時に周囲の様子を確認できるように、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置することが望ましい。

イ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓

共用廊下に面する窓や接地階の外部に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウインドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講じる。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

ウ バルコニー

(ア) 配置等

バルコニーは、縦樋、階段の手すり、駐車場、駐輪場、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(イ) 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路、共用廊下及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとする事が望ましい。

2 一戸建住宅

(1) 玄関扉、玄関戸等

ア 扉・戸の材質、構造

- ・ 扉の場合は、防犯建物部品等の扉とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、ガードプレートを設置するなど、扉と扉枠との隙間が見えない構造とする。
- ・ 扉に明かり取りガラスを設ける場合は、防犯建物部品等のガラスとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されてもサムターン等の解錠装置まで手が届かない位置に設置する。
- ・ 郵便受口を取り付けた扉又は戸は、サムターン回し等の侵入手口を防止するため、郵便受口から室内が見えないように受け箱（内蓋）を取り付け、サムターン等の解錠装置まで手や針金が届かない構造又は取り付け位置とする。
- ・ 引き戸の場合は、防犯建物部品等の引き戸とする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、万一破壊されても手を差し込められないように、格子の間隔を小さいものとする。

イ 錠

錠は、防犯建物部品等の錠とする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、主錠のほかに、補助錠を設置することが望ましい。

ウ ドアスコープ

扉を開けずに外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置する。

エ インターホン・ドアホン

住戸玄関と外側との間の通話機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

オ 照明設備

玄関及び勝手口付近の照明設備は、人の顔や行動が明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、玄関付近には常時点灯するライト又はセンサーライトを設置する。

(2) 窓

ア 1階部分の窓

1階部分の窓（バルコニー等に面する窓を除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、補助錠の設置等の侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等とすることができない場合は、錠付きクレセント、補助錠、シャッターサッシ等を設置することが望ましい。

(3) バルコニー

ア 配置等

バルコニーは、縦樋、車庫、物置、庭木等を足場として侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は車庫等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

イ 手すり等

手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、道路及び居室の窓等から見通しが確保された構造のものとするのが望ましい。

(4) 車庫、自転車・オートバイ置き場

- ・ 車庫、自転車・オートバイ置き場は、道路又は居室の窓等から見通しが確保された配置・構造とする。
- ・ 居住者以外の出入りを制限するための施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。
- ・ 屋根を設ける場合には、住宅への侵入の足場とならないような配置・構造とする。

(5) 塀、柵、生け垣

塀、柵、生け垣は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配置するとともに、侵入の足場とならない配置・構造とする。

(6) 物置等

物置等は、道路等から見通しが確保され、住宅への侵入の足場とならないように配置する。

第3 犯罪の防止に配慮した共同住宅の管理に関する事項

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。

(2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等の物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し、見通しを確保する。

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲から見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角となる箇所の発生を防ぐ。

- (4) 屋外の設置物等の維持管理
屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないように適切な場所に配置する。
- (5) 照明設備の点検整備
照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検・整備する。
- (6) 可燃物等の除去
段ボール紙等の燃えやすいものをゴミ置き場や敷地内に放置したままにしない。

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

- (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。
- (2) 管轄警察署との連携
防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

(注1)：「オートロックシステム」とは、共用玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、共用玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいう。「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注2)：「人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3)：「人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰かわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注4)：「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

(注5)：「壁貫通型」とは、投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。

(注6)：「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーンが上下に作動し、侵入防止を図る設備をいう。

(注7)：「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)：「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、一台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注9)：「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注10)：「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

- (注11) : 「サムターン回し」とは、カギを使用せず、扉に取り付けてある郵便受けを破壊して手に入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、扉内側(室内側)の施錠操作のつまみ(サムターン)を回して解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注12) : 「ガードプレート」とは、錠のデッドボルト(かんぬき)が見えないよう、扉と扉枠の隙間を隠すためのカバー(板)をいう。
- (注13) : 「ピッキング」とは、錠前のシリンダー(カギ穴周辺の円筒)部分に特殊な工具を差し込んで解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注14) : 「カム送り」とは、特殊な工具を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてデッドボトル(かんぬき)を作動させて解錠する住宅への侵入手口をいう。
- (注15) : 「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。ただし、外から簡単に外されないものを取り付けることが必要である。
- (注16) : 「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

参考資料3 高知県安全安心まちづくり検討会等の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会 委員名簿

(五十音順)

氏名	団体名	備考
秋友 英稔	社会福祉法人 高知県知的障害者育成会	
池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会	
伊藤 博昭	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会	
浦川 美紀	高知県地域安全アドバイザー連絡会	
岡宗 裕美	高知市くらし・交通安全課	
金子 努	金子努法律事務所	会長
川田 勝	高知県タウンポリス連絡協議会	
谷本 恭子	児童家庭支援センター 高知ふれんど	
中川 雅人	高知県商工会連合会	
仲村 貴介	高知県小中学校PTA連合会	副会長
福留 司	公益社団法人 高知県防犯協会	
藤原 晴	c y k u t (サイカット)情報ボランティア団体	
山下 福恵	高知県連合婦人会	
山田 洋士	高知県小中学校長会	
山中 千枝子	潮江東地区連合防災会	

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議 委員名簿

知事部局	南海トラフ地震対策課長、地域福祉政策課長、高齢者福祉課長 障害福祉課長、子ども・子育て支援課長、人権・男女共同参画課長 私学・大学支援課長、中山間地域対策課、観光政策課長 道路課長、都市計画課長、公園下水道課長、住宅課長 建築指導課長、県民生活課長
教育委員会	学校安全対策課長、幼保支援課長、生涯学習課長 人権教育・児童生徒課長
警察本部	生活安全企画課長、少年女性安全対策課長、生活環境課長

検討会及び庁内推進会議の開催状況

高知県安全安心まちづくり検討会

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第 1 回	令和 3 年 9 月 2 日 14:00 ~ 16:00	人権啓発 センター	第 4 次計画の策定スケジュール 第 3 次計画の総括 第 4 次計画の骨子案の検討
第 2 回	令和 3 年 12 月 13 日 書面開催・決議	—	第 4 次計画の素案の検討
第 3 回	令和 4 年 2 月 21 日 14:30 ~ 15:20	人権啓発 センター	第 4 次計画の案の検討

高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議

会議名	日 時	会 場	テ ー マ
第 1 回	令和 3 年 7 月 28 日 10:00 ~ 12:00	人権啓発 センター	第 3 次計画の進捗状況等 第 4 次計画の骨子案の検討
第 2 回	令和 3 年 12 月 1 日 書面開催・決議	—	第 4 次計画の素案の検討
第 3 回	令和 4 年 2 月 1 日 書面開催・決議	—	第 4 次計画(案)の検討

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画

発行 高知県文化生活スポーツ部 県民生活課

事務局 高知県文化生活スポーツ部 県民生活課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319 (直通)

高知県教育委員会事務局 学校安全対策課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4533 (直通)

高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110 (代表)